

平成28年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成28年6月2日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 藺田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 4番 高畑 博行君 5番 藺田 豊造君

散 会 午前11時34分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 報告第 2 号 平成27年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 平成27年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
について
- 日程第10 報告第 6 号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越
計算書の報告について
- 日程第11 報告第 7 号 平成27年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第12 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について
「御殿場線足柄・御殿場間30k 018m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事
の施行に関する協定」
- 日程第13 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定について
- 日程第14 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 町道路線の変更について
- 日程第16 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第18 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（米山千晴君） おはようございます。

本会議に入る前に、去る4月14日以降、熊本県と大分県にて発生いたしました熊本地震の被災者に対しまして、黙祷をささげたいと思いますので、御協力賜りたいと思います。

（黙 祷）

○議会事務局長（鈴木辰弥君） お直りください。着席ください。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告します。

ここで御報告します。5月2日から10月31日までクールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイで行いますので御了承ください。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成28年第3回小山町議会6月定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましてはお手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、4番 高畑博行君、5番 菌田豊造君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月16日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

(事務局長 議案表朗読)

日程第3 町長提案説明

○議長(米山千晴君) 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から議案第49号までの15議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 平成28年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認2件、平成27年度繰越計算書の報告6件、協定の締結1件、条例の制定1件、条例の改正1件、町道路線の変更1件、平成28年度補正予算3件の合計15件であります。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(小山町税条例等の一部を改正する条例)及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正する条例及び小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成27年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成26年度から30年度までの5か年で継続費を設定しております町道3975号線道路整備事業(一色工区)の継続事業につきまして、平成27年度事業費の未執行額を通次繰越、平成28年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成27年小山町議会9月定例会、12月定例会及び平成28年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました防犯カメラ設置ほか15事業につきまして、平成28年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成27年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、用地買収において土地売買契約を締結しましたが、登記が完了できなかった石沢排水路敷地購入ほか5事業につきまして、平成28年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の

規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました用沢宅地造成事業につきまして、平成28年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成27年小山町議会9月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました新産業集積エリア造成事業につきまして、平成28年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成27年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、計画井戸の取水能力が未確定であることから施設規模の決定が行えず、工程に遅れが生じた小山町湯船原工業団地配水場設計業務委託ほか2事業につきまして、平成28年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第43号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

J R 御殿場線足柄・御殿場間30k 018m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事の施行に関する協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定についてであります。

本案は、足柄駅周辺の整備等を行う事業の経費に充てるため、新たに基金条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、建築基準法施行令等の一部改正に伴い、小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号 町道路線の変更についてであります。

本案は、湯船地区1路線の起点の変更及び足柄地区1路線の起点と終点を変更することに伴い、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,429万8,000円を追加し、予算の総額を96億429万8,000円とするものであります。

次に、議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ286万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億8,786万2,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ257万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を257万5,000円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の説明は終わります。

なお、関係部長からそれぞれの補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(小山町税条例等の一部を改正する条例)

○議長（米山千晴君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、原則として同年4月1日から施行することとされました。

小山町税条例は、地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正につきましても地方税法の施行日と同じ平成28年4月1日施行とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものであります。

今回の一部改正の主な内容ですが、法人町民税法人税割の引き下げ、固定資産税の償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充、軽自動車税の環境性能割の創設及び種別割、いわゆるグリーン化特例の延長の3つであります。

それでは、主な内容を条文の順に御説明いたします。

お手元の条例改正資料（新旧対照表）小山町税条例等の一部を改正する条例の5ページをお開きください。第34条の4の改正は、法人町民税における法人税割の税率の引き下げであります。これは、平成27年度の改正に引き続き、消費税率を10%にする段階におきまして、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率を引き下げるものであり、この引き下げ分につきまして、地方法人税として国税化され、これを原資として地方交付税により再配分されるものであります。

これに伴い、法人町民税法人税割の税率を9.7%から6.0%に引き下げるものであり、平成29年

4月1日以後に開始する事業年度から適用するものであります。

次に、37ページをお開きください。附則第10条の2の改正は、固定資産税の償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充であります。これは、平成27年度の改正に引き続き、新たな設備投資による地域活性化の観点から、新規に取得する機械装置等について、償却資産の課税標準の軽減の割合を地方公共団体が条例で決定できる特例措置であり、いわゆるわがまち特例の拡充を図るものであります。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電力に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係るものであり、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り軽減をするものであります。

次に、41ページをお開きください。附則第15条の6の改正は、平成29年4月に予定されている消費税率の10%引き上げ時に自動車取得税を廃止し、軽自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の創設であります。これは、都道府県税の自動車税環境性能割のうち税収の5%を除いた額の65%を都道府県から市町村へ交付する制度が導入されるものであります。

なお交付金の交付基準につきましては、市町村道の延長及び面積等によることとし、年3回に分けて交付されることとなっております。

次に、同じページの附則第16条の改正は、平成27年度から導入された軽自動車の燃費性能に応じて、その税率を軽減する種別割いわゆるグリーン化特例について適用期限を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪車以上の軽自動車に対し、平成29年度の種別割について特例措置を講ずるものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせました所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定い

たしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(米山千晴君) 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正につきましても地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日に専決処分をし、翌4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。

国民健康保険税のうち、基礎課税額の賦課限度額を2万円引き上げ54万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引き上げ19万円とするものであります。

また、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を5割軽減では5,000円増額し26万5,000円、2割軽減では1万円増額し48万円とするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定し

ました。

日程第6 報告第2号 平成27年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第2号 平成27年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第2号 平成27年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成26年度から30年度までの5か年で設定している町道3975号線道路整備事業（一色工区）につきまして、平成27年度事業費の未執行額を逡次繰越し、平成28年度の事業費と合わせて執行いたしますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

平成28年度へ逡次繰越いたしました額は1億4,988万1,295円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第3号 平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第3号 平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第3号 平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成27年小山町議会9月定例会、12月定例会及び平成28年小山町議会3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました16件につきまして、それぞれの繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

内容につきましては、平成27年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、須走地域振興事業基金を活用し、須走地区内に防犯カメラを設置する防犯カメラ設置が300万円、国の補正予算に伴うもので、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る地方公共団体情報セキュリティ強化事業が1,310万円、同じく国の補正予算に伴う通知カード・番号カード事務交付金が462万9,000円、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ建設事業の用地取得に向けた調査、鑑定業務及び舗装詳細設計、案内標識設計と湯船原地区のロジスティックターミナルへのアクセス道路整備における測量、設計業務の未来拠点地区委託業務が5,400万円、東名高速バス利用者が利用する駐車場の利便性を高めるための調査である東名足柄バスストップ駐車場調

査業務が300万円、国の補正予算に伴うもので、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策のうち、地方版総合戦略に位置づけた先駆的な取り組みに対して交付される地方創生加速化交付金を活用した定住促進及び交流人口拡大事業を実施する若者向け自己実現型定住促進事業が4,000万円、同じ交付金のスタジオタウン小山・交流人口創出事業が4,000万円、国の補正予算に伴うもので、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援する低所得の高齢者向け給付金給付事業が5,260万5,000円、国の補正予算に伴うもので、地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援する経営体育成支援事業補助金が660万円、社会資本総合整備事業である町道1063号線改良事業が5,294万円、相野橋橋梁整備工事の実施に伴う用地取得を実施する町道3975号線道路新設事業が490万5,000円、社会資本総合整備事業で用地取得を進める新東名関連町道整備事業が1,206万4,495円、同じく社会資本総合整備事業である橋梁長寿命化事業が4,338万円、防衛省の補助事業で町道3866号線舗装工事の防衛施設道路整備事業が4,437万円、豊門公園と生涯学習センターにツバキの移植を行う豊門公園植栽移植業務が21万6,000円、同じく生涯学習センター植栽移植業務が21万6,000円、以上16件、合計で3億7,502万5,495円を平成28年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第4号 平成27年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第8 報告第4号 平成27年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第4号 平成27年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、用地取得におきまして土地売買契約を締結しましたが、登記が完了できなかった石沢排水路敷地購入22万1,064円、間伐材の搬出経路において他事業との調整に不測の時間を要したことによります小山町有林整備事業（北山）業務委託1,177万2,000円、物件補償において地権者との交渉が難航し、不測の時間を要した下小林1号線物件補償474万1,794円、新東名高速道路建設工事と現場が輻輳し、工事に遅延が生じました町道1478号線橋梁及び道路改良事業8,051万4,160円、用地買収において土地売買契約を締結いたしましたが、登記が完了できなかった町道3975号線用地費724万4,160円、同じ理由の町道3628号線、3984号線用地費765万248円の計6件、1億1,214万3,426円を地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第5号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第9 報告第5号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第5号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年小山町議会3月定例会において小山町宅地造成事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました用沢宅地造成事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

内容につきましては、平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、用沢公民館西側の宅地造成を実施する用沢宅地造成事業として8,823万6,000円を平成28年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第6号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第10 報告第6号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第6号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成27年小山町議会9月定例会において小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました新産業集積エリア造成事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

内容につきましては、小山町湯船、上野地先で工業団地を造成する新産業集積エリア造成事業として実施する測量設計業務等の各種委託業務と、排水路整備にかかる用地費及び立木等の補償費、合計1億6,880万円を平成28年度に繰り越しをするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第7号 平成27年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第11 報告第7号 平成27年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 報告第7号 平成27年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により、建設改良費の事故繰越をしましたので、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

内容につきましては、計画井戸の取水能力及び浄水施設の確定に時間を要したことから、施設規模の決定が行えず、工程に遅れが生じ、年度内に完了できなかった小山町湯船原工業団地配水場設計業務委託2,775万6,000円、県道沼津小山線への配水管布設工事の施工区域内にある交差点部において掘削方法の変更が必要となったことに伴い、工法の検討や関係各所との調整に不測の期間を要したことによる北郷水系配水管布設工事3,909万9,400円、先ほど報告第4号において説明がありました町道1478号線橋梁及び道路改良工事の工期延長に伴い、その施工区域内にある向田橋に排水管を添架するために工期を延長します町道1478号線外1路線道路改良に伴う配水管布設工事357万円の合計3件、7,042万5,400円を事故繰越したものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について

「御殿場線足柄・御殿場間30k018m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事の施行に関する協定」

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第43号 建設工事に関する協定の締結について「御殿場線足柄・御殿場間30k018m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事の施行に関する協定」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第43号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、御殿場線足柄・御殿場間30k018m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事において、国土交通省制定の道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱に従い鉄道事業者との協議を進め、

鉄道の安全運行や電気設備の事故防止の観点から、東海旅客鉄道株式会社静岡支社へ工事を委託するため、工事の施行に関する協定を締結するものであります。

工事の目的は、大正13年に設置しました旧跨線道路橋の老朽化が進み、鉄道に対して重大事故につながる危険性が懸念されることから、早急に旧道路橋を撤去するものであります。工事内容は、延長18.02メートル、幅3.93メートルの旧道路橋を撤去するため、大型土のうと268立方メートルの盛土により鉄道用地内に施工ヤードを築き、上部工から下部工に向かい、順次人力施工による撤去作業を進める計画であります。

協定金額は6,230万円であります。

なお、工事の委託期間は平成29年3月31日までとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 議案第43号について質問させていただきます。

この金額について、いろいろ調べてみました結果、旧新宿学園の解体工事費と同等に思われます。しかしながら、旧新宿学園よりも余りにも解体の量が少ないじゃないかということでもって、この物件の大きさからすると、このような金額になるのはどういうことであるかということについて質問させていただきます。

この工事にはどのような特殊な条件があるのでしょうか。また、取り壊し業者については、これは小山町が決めるものなのか、あるいはJR東海が決めるものなのか、それらについても教えていただきたいと思えます。

さらには、こうした業者について小山町のように土木やあるいは建築のようにAランクとかBランクとかCランクとかあります、そうした業者のランク付けがあるのかということについてお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 藺田議員にお答えいたします。

はじめに、金額設定における積算の基準はあるのかという御質問です。先ほどの補足説明で説明したとおり、協定書の内容については鉄道事業者との協議により決定しており、国土交通省の土木工事積算基準から算出した橋梁解体工事に鉄道工事で必要となる経費等を加えて決定しております。

次に、当工事における特殊条件には何があるのかという御質問でございますが、鉄道敷地内における列車運行時間帯の工事は大変危険で困難な状況であるため、基本的には夜間の列車運行のない限られた時間帯での工事に制約されます。また、工事の開始時間前には路線の閉鎖作業や、き電等の停電作業が必要となります。

次に、実際、現場工事作業を行う業者の選定は町が行うのかという御質問ですが、当工事における特殊性から、東海旅客鉄道株式会社静岡支社により業者の選定が行われます。また、選定方法には受託社社内の基準に基づき鉄道事業に精通した業者による入札にて決定されます。

次に、業者選定における解体業のランク付けがあるかという御質問ですが、東海旅客鉄道株式会社においても解体業者のランク付けはないということであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（梶 繁美君） 関連ではございませんけれども、私も、今、菌田議員と同じような、ちょっと高いんじゃないのかという気がしております。ということは、単純に私、この議案書ももらいましていろいろ検討させていただいたんですけども、例えばの話なんですけれども、平成22年の9月8日の台風の災害のときに、柳島の中瀬橋が流出しました。大体あれが7メートルか8メートルの橋梁幅、延長が20メートルだと思いますけれども。新しく建てかえたわけですけども、護岸工事もやりまして。それで約6,000万円ちょっとぐらいです。それが今回の新柴の跨線橋の撤去、単純に撤去するだけで、あとゼロになってしまうだけでね。その中において撤去費が6,200万円、ちょっと高いんじゃないかな。

確か、昔からJRとの工事は旅客運送をやっていますもので大変近接工事として保安性を高く求められますもので、割高になるということは十分承知はしておりますけれども、例えばの話、お聞きしたいのは、今回の設計の積算基準あるいは歩掛はJRが東海道本線や新幹線で行う工事の積算基準を使っているのではないのかなと。あそこだと夜間もずっと列車は通ったり、保安基準が人家に近かったりして、非常に高度なものを求めておりますもので、住民と付近との安全性、いろいろなことがあって高いのです。

しかしながら、御殿場線だとローカル線でございます。早い話が、足柄だと10時過ぎにはもう列車は通らないでしょう。朝も5時前後でしょう。その間、一切電車が通らない。そうすると、保安要員も監視員も相当減少されるんじゃないのかなという気がしますと、もう少し安くなるんじゃないのかなという気がします。その辺のところをどのように旅客鉄道の静岡支社とお話申し上げているのか、御説明いただければと思います。そうでないと、何か奥歯に物がひっかかったような、のどに何か刺さったような気がしてなりませんもので、よく分かるように説明をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 梶議員にお答えします。

今回、東海旅客鉄道静岡支社との協議の中で列車等の往来による保安の確保を維持するため、列車見張り員並びに列車保安員の配置というものが義務づけられております。

それから、鉄道の往来に関しまして、夜間作業の工法を選択するというのを協議の中で決定

されております。これは、往來の頻度等とは関係なく、架線等をまたぐ工事であることから、全て停電が必要になるということが条件として挙げられております。

また、先ほど御質問の東海道線または新幹線の基準ではないかという御質問についてです。私どもとしまして、最初から先ほど申し上げましたとおり、国土交通省の積算基準にのっとりこれを積算するというを互いに決めて進めておりました。ですので、この路線の違いによって高い方の基準を用いているとか、そういった協議は行っておりません。あくまで御殿場線の基準ということで我々は認識しております。

そういうことで、この協議により工事金額等の積算が行われておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定についてであります。

本案は、足柄駅舎を兼ねた複合施設の建設などの足柄駅周辺の整備等を行う事業の経費に充てるため、基金を設けようとするものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定

しようとするものであります。

条例は7ヶ条からなっており、第1条では基金の設置を、第2条及び第3条では基金への積み立てと管理の方法を、第4条では運用収益の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、最後に第7条で委任をそれぞれ定めております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、建築基準法施行令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、改正前の「避難用階段の構造は、屋内と階段室とはバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること」を、「避難用階段の構造は、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡すること」に改正するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第46号 町道路線の変更について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第46号 町道路線の変更についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第46号 町道路線の変更についてであります。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づく町道2路線の変更であります。

はじめに、町道1671号線についてであります。この路線は、湯船地内で町が施工しました町道1478号線道路改良舗装工事において、道路線形の見直しにより路線を南側に切り替えたため、これに接続する町道1671号線の起点も南側に変更するものであります。

次に、町道2414号線についてであります。この路線は、東名高速道路足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置計画に伴うアクセス道路として整備をするため、起点と終点を変更するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,429万8,000円を追加し、予算の総額を96億429万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。11款1項1目地方交付税を150万円増額いたしますの

は、人口減少と高齢化が進む地域の現状と課題について、行政の委嘱を受け、対策に従事する支援員の設置に要する経費に対する特別交付税の交付を見込むものであります。

次に、16款2項1目総務費県補助金を135万円増額いたしますのは、新たに結婚した所得の低い方の新生活を支援する事業に対する補助金を計上するものであります。

次に、18款1項3目総務費寄附金、それと6ページの同じく4目民生費寄附金、同じページの6目教育費寄附金につきましては、一般社団法人綱山五徳会様から北郷地区の公共施設の備品購入のために169万2,000円を、また、株式会社丸善食品工業様から小学校の図書購入のために20万円を寄附していただくものであります。

次に、19款1項3目土地取得特別会計繰入金を55万6,000円計上いたしますのは、土地取得特別会計予算の補正に伴う繰入金であります。

次に、7ページの同じく2項3目文化財保護基金繰入金を1,700万円増額いたしますのは、森村橋点検補修及び修景復元設計の委託料の財源として繰り入れをするものであります。

次に、同じく4目財政調整基金繰入金を200万円計上いたしますのは、須走高原会の町道用地の用地処理をする業務委託の財源として繰り入れを行うものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

はじめに、2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(3)北郷支所管理費を30万円増額いたしますのは、先ほど歳入で説明いたしました一般社団法人綱山五徳会様からの寄附により北郷支所のトイレを洋式化するものであります。なお、このほかに3款民生費できたごうこども園の、9款教育費で北郷小学校及び北郷中学校の備品購入等をするものであります。

次に、2款7項4目定住移住促進事業費のうち説明欄(2)定住促進事業費を150万円増額しますのは、先ほど歳入で説明いたしました新たに設置する支援員に対する謝礼であります。

次に、9ページにかけまして同じく説明欄(3)結婚支援事業費を180万円増額いたしますのは、先ほど歳入で説明いたしました低所得の方の新生活に対する補助金であります。

次に、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(5)町民アンケート事業費を65万6,000円計上いたしますのは、総合計画の基本計画に掲げている目標の進捗管理や、町の施策推進のための基礎資料として活用するための町民アンケートを行う経費であります。

次に、10ページの7款1項1目土木総務費のうち説明欄(3)公共用地測量登記事業費を200万円増額いたしますのは、須走高原会内の町道内にあります私有地を取得するための委託料であります。

次に、11ページの9款5項1目社会教育総務費のうち説明欄(4)文化財費を1,700万円増額いたしますのは、森村橋の整備をするために橋梁点検及び修景復元設計業務を委託するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を35万円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳

出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）について、1点だけ質疑を行います。

11ページ歳出の部で9款5項1目13節の森村橋点検補修及び修景復元設計1,700万円の詳細については所属委員会でお聞きしますので、この場では総括的な質問をさせていただきます。

森村橋の復元については、ふるさと納税においても寄附の利用に文化財の保護で森村橋の改修を挙げています。

では、質問しますが、この森村橋の改修復元に際しまして、どれぐらいの予算をかけて、どのような内容の復元を予定して設計するのかお伺いします。概略で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 鈴木議員にお答えいたします。

森村橋の復元にかかる総予算については、森村橋の老朽化が進んでおりますので、さび止めや塗装、装飾などの復元に億単位の事業費がかかると見込んでおります。事業費については、本年度に策定いたします実施計画によって概算の金額が明らかになります。

復元については、基本的には文化財の価値を損なうことがないよう配慮しながら、建設当時の塗装や装飾などの細部の復元を行うとともに、人が安全に歩行できるよう整備したいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

なければ質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ286万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億8,786万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。4款2項1目財政調整交付金を286万2,000円増額いたしますが、その内訳は2節特別調整交付金の増額で、平成30年度から都道府県が国保の財政運営を担うことに伴うシステム改修の財源に充てるもので、充当率は100%であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、説明欄(2)13節国保制度改正システム改修を286万2,000円増額しますのは、歳入で御説明しましたもので、各市町が保有をする情報を県に提供するための国保事業費納付金等算定標準システム連携データ作成機能を新たに構築する必要が生じたための委託料であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第18 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、三来拠点事業湯船原地区の新産業集積エリアの開発に伴い、土地開発基金が所有する土地を新産業集積エリア造成事業特別会計に売り払うことによるものであります。

補正予算書の5ページをお開きください。歳入の4款1項1目不動産売払収入を257万2,000円

増額いたしますのは、土地開発基金が所有している上野字一沢1451の1、持ち分50分の20の所有権を新産業集積エリア造成事業特別会計に売り払うことによる代金であります。

次に、6ページの歳出の1款1項1目土地開発基金繰出金を201万6,000円増額いたしますのは、この土地売り払いで得た代金のうち、当該土地に係ります土地開発基金の簿価相当額を土地開発基金に繰り出すものであります。

次に、同じく2項1目一般会計繰出金を55万6,000円増額いたしますのは、土地の売り払い代金と土地開発基金への繰出金の差額を一般会計へ繰り出すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで議長から報告があります。議長は、総務建設委員会の委員を平成27年5月臨時会において辞退いたしました。諸般の事情により、しばらくの間、議長が総務建設委員会に所属することにいたします。なお、このことにつきましては、議会運営委員会について審議をされた結果であります。

以上、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月7日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	米 山 千 晴
署 名 議 員	高 畑 博 行
署 名 議 員	藺 田 豊 造

平成28年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成28年6月7日(第2日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
5番	藺田 豊造君	7番	渡辺 悦郎君
8番	梶 繁美君	9番	池谷 洋子君
10番	込山 恒広君	12番	池谷 弘君
13番	米山 千晴君		

欠席議員

6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員

4番 高畑 博行君 5番 藺田 豊造君

散 会

午後4時13分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 鈴木 豊君

1. 足柄ふれあい公園の利活用の拡充について
2. 小山町をサイクリストにやさしい町にする具体的誘客策は！

4番 高畑博行君

1. 町長のオスプレイ体験搭乗について
2. ふるさと納税返礼品について総務省の要請にどう応えるのか
3. 信濃高原食品富士小山工場の稼働に伴う交通量増加対策は

9番 池谷洋子君

1. 「不燃ごみ用指定袋」を更に小さなサイズを加えることは
2. 「ふるさと住民票」制度の創設について
3. 小・中学校で「介護職」を知る授業を実施しては

2番 佐藤省三君

1. 全国学力・学習状況調査の分析及びその活用について
2. 小山町内の高齢者の実態把握及び対策について

7番 渡辺悦郎君

1. 老朽化する公共施設の維持管理・更新への対応について

8番 梶 繁美君

1. 町長の政治姿勢について

12番 池谷 弘君

1. 小山町農業の6次産業化について

5番 藺田豊造君

1. 町における宅地造成事業用地の取得について
2. 町職員の人事異動について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） それでは、まず1項目目の質問に入ります。

足柄ふれあい公園の利活用の拡充についてであります。

足柄ふれあい公園は、足柄地区地域再生会議（ワークショップ）が平成16年8月より進められてきて、その取り組みのグリーンツーリズムの中で、竹之下農村公園の整備が上がってきて始まったと私は記憶しております。

当初計画は、都市と農村交流拠点として市民農園を設置し、芝生広場と駐車場という単純なものでしたが、その後、パークゴルフ場を設置し、現在に至っていると思います。

平成22年4月に開園しまして6年が過ぎました。当時の将来構想として、体験型農園や特産品の開発、親水河川整備などもあったと聞いております。

現在、足柄ふれあい公園の利用度を私なりに調査しましたところ、主な公園利用の内容は、パークゴルフ利用や農園利用はもとより、他地区からの小学校遠足、足柄小学校児童によるマラソン大会や虫取り教室などが開催されると聞いております。

また、イベントについては、足柄地区夏祭りや小山町富士山金太郎夏まつりのどんぶらこや足柄地区の年賀健康マラソンであり、その他定期的なパークゴルフ大会などの開催が主なものと思われる。

年間の利用者状況も聞きましたところ、平成27年度公園利用者は1万394人で、パークゴルフ利用者は1,500人余りであり、少し物足りません。また、足柄ふれあい農園の方の現況は、55区画のうち貸出区画は一般貸出区画36区画、その他貸出区画が7区画の計43区画で、未利用地が12区画もあります。

次に、私が町民からの要望の声を若干申し上げますと、一つとして、公園内に子どもたちが遊

べる遊具や砂場が欲しいや、ドッグランができるようにしてほしいとか、一角をオートキャンプ場になど声が上がっております。

そこで、利活用について、私なりの提案をさせていただきます。

1つとして、東京の三鷹市の農業公園では、実習農園で夏冬野菜などの栽培や菊の花の仕立てなどの講習会を行っています。将来構想にもあります体験型農園により、野菜づくりのプロである農家の年寄りにより技術を教わり、農産業の楽しさと年寄りの生きがいを持たせる場としたいと思います。

2つ目として、私もいろいろな農業公園を調べますと、バーベキューなど可能で行っているところが多いのです。ふれあい公園に常にバーベキューができるバーベキューエリアの区画を設けて、バーベキューセット貸出など有料で行ったりし、交流の場としたらどうでしょうか。町民の声も非常に多いです。

3つ目として、音楽祭や日本一のフリーマーケットの開催など、観光協会や商工会などと一緒に考えたイベントの開催も考えたらどうでしょうか。ほかにも一時的なイベントとして、親水護岸が完成しましたのですから、魚のつかみ取りやマス釣りなどはどうでしょうか。

以上、「遊べる、学べる、食べれる、おもしろい、わくわくする」のスローガンの足柄ふれあい公園はどうでしょうか。魅力的な公園になると思います。

そこで、私は次のことについて質問します。

1つとして、足柄ふれあい公園の利活用の現状について、町長はどのように分析していますか。

2つ目として、ふれあい農園の未利用地をゼロにする具体的な施策はありますか。

3つ目として、先ほど私が申しました3点ほどの提案に対する町長のお考えをお聞きします。

1項目目の質問は以上であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、2項目目の質問に入ります。

小山町をサイクリストにやさしい町にする具体的誘客策は！ についてであります。

小山町は過去より、ふじあざみラインで行われるツアーオブジャパン、ヒルクライムサイクルードレースや富士スピードウェイで行われます富士チャレンジレース、さらに、ママチャリレースなど、多彩で魅力あるイベントが内外からのお客を多数呼んでいます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の観光産業の強化にも、サイクリストが集うまちにふさわしい環境の整備を進め、国内外からの観光誘客を促進すると掲げられております。最近、私もゴールデンウィークや休日などに町中を回ってみましたが、本当にサイクリストが多く、小山町を駆け抜けていました。足柄地区にも他県からもよく来ていました。やはり起伏が多く、地形や首都圏に近い特性があるのではと私は思います。

町のホームページでは、小山町サイクリングマップを掲載し、富士山と金太郎のまちを走ろうというPRはしております。しかし、現在、小山町に総合戦略に掲げられておりますサイクリストが集うまちにふさわしい環境整備などは、まだ具体的に進められているとは思えません。町中

の適所に利用しやすいサイクルステーションの設置なども何か所かはありますが、これから考えてほしいと思います。

また、町外だけの人だけでなく、町内の人にも自転車に乗っていただき、健康増進のためにも推進する企画も考えたらいかがでしょうか。

だいぶ昔になりますが、昭和49年には北郷地区に、昭和51年には足柄地区、昭和52年には成美地区にサイクリング道路が開設されております。現在使用している人や知っている人も少ないのではないのでしょうか。私も今まで足柄地区のサイクリング道路として開設されましたところは、最近の状況は余り知りませんでしたので、散歩しながら歩いてみましたが、現在、車が走る農道のように、荒れていました。このようなサイクリング道路を復活整備し、PRも大事ではないでしょうか。

そこで質問ですが、1つとして、今後、サイクリストにやさしいまちにする誘客策の現在考えられているハード整備も含め、具体的な環境整備計画をどのように考えていますか。

2つ目として、先ほど申しました各地区のサイクリングを町内の大人や子どもなどに利用推進してほしいと思いますが、復活や新設などの整備する考えはありますか。

以上、2点お伺いします。

以上、2項目について質問します。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、足柄ふれあい公園の利活用の現状についてであります。

現在、公園の維持管理については、足柄サービス合同会社に委託しており、パークゴルフの受付、芝生広場やふれあい農園の管理等をお願いいたしております。公園の利用については、そのほかにも富士山金太郎夏まつりのどんぶらこ、足柄地区夏祭りや年賀健康マラソン等のイベントをはじめ、周辺小学校の遠足やマラソン大会の会場、放課後児童クラブの遊び場、地元住民のウォーキングやジョギングの場など、平成22年のオープン以来、地元に着した公園として利用されております。

また、昨年度末、鮎沢川沿いの親水護岸が完成し、公園内や河原周辺で遊ぶ家族連れの来場者も増加傾向にあり、今年の夏には商工会主催の映画祭も開催を予定されているなど、多世代の地域住民の憩いの場のみならず、広域的な公園としての活用も徐々に広がってきております。

しかしながら、足柄駅やあしがら温泉に近い立地を考えると、まだまだ公園の利活用について不十分であると考えております。議員御提案のバーベキューの利用や多彩なイベントなどに対応するためには、現在の委託方式では対応に限界があることから、指定管理者制度の導入も視野に入れた新たな管理体制の構築について検討していく必要があるものと考えております。

次に、ふれあい農園の未利用地をゼロにする具体的施策についてであります。

昨年度に農園利用者に対しアンケート調査を行いましたところ、定期的な栽培指導をお願いし

たい、利用者交流の場が欲しいなどの意見がございました。

そのことから、JAや地元農家と連携し、栽培講習会、利用者と地元農家との交流会を開催するなど、利用者の要望を踏まえた事業開催を検討してまいります。

さらに、農園利用者以外の方にも広くPRを行い、新規利用者の獲得につなげていきたいと考えております。

次に、鈴木議員の提案に対する考えについてであります。

議員の御提案する足柄のお年寄りの協力やバーベキューなどの交流の場、多彩なイベントの開催など、いずれも公園の利活用を図る上でとても参考になる提案であると思っております。

先ほども述べましたとおり、管理体制のあり方を検討するとともに、地域の方々や商工会、観光協会などの関係機関とも連携を図り、足柄ふれあい公園の利活用について検討し、今後も地域の皆様に愛される公園を目指してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 小山町をサイクリストにやさしい町にする具体的誘客策はのうち、現在考えられているハード整備も含め、具体的な環境整備計画をどのように考えているかについてであります。

現在、本町で行われている自転車イベントは、ふじあざみラインで実施しているアジア最大級のステージレースであるツアーオブジャパン富士山ステージ、富士山国際ヒルクライムロードレースや、富士スピードウェイで実施している富士チャレンジ200、スーパーママチャリグランプリであり、国内外から多くのサイクリストが参加しております。

また、本年10月1日に、新たな自転車レースとして、ふじあざみラインでフジゾーンコランヒルクライムロードレースを実施する予定であります。

この大会は、イタリアとの自転車を通じたスポーツ交流事業として、イタリア選手を含めた約200人によるロードレースや、選手との交流会を実施するものであります。

このように国際的な自転車イベントを町内で開催することで、サイクリスト誘客の一助となると考えております。

また、環境整備として、道の駅「すばしり」、あしがら温泉のほか、町内のコンビニエンスストアなど10か所に自転車ラックや工具を設置するとともに、町のホームページで自転車ラックや工具を設置した施設や町内のモデルコースを紹介したサイクリングマップを掲載しております。

しかしながら、サイクリストが集うまちとしてふさわしい環境整備は、まだ、十分ではないと考えております。

今後、小山町観光振興計画にのっとり、駿河小山駅前の観光案内所を活用したサイクルインフォメーションセンター機能の設置、足柄駅には足柄駅交流センター整備計画に合わせ、サイクルステーション機能導入の検討、また、道の駅「ふじおやま」、「すばしり」には、サイクルベンチ

を設置するなど、サイクリストが集うまちとしてふさわしい環境整備を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 小山町をサイクリストにやさしい町にする具体的誘客策についてであります。議員ご指摘のとおり、町では昭和49年の北郷地区を皮切りに、計3路線のサイクリング道路を学区ごとに整備いたしました。

当時は全国的に交通事故が増加傾向にあり、町内小・中学校在席の児童生徒数も多く、現在の約2倍でありました。

そのため、交通安全と子どもたちの遊び場の確保の観点から、サイクリング道路整備を進めたもので、その整備手法は、現在の道路交通法に定める自転車専用道路として整備される道路とは異なり、認定町道にサイクリング道路の看板やガードレール、カーブミラー等を設置するのみで、通行規制も無く、現実的には一般車両も通行できる道路でした。

現在は、時代の経過とともに子どもたちの遊び方の多様化や、サイクリング道路以外の町内道路の改良舗装が各所で進み、快適に走行できる道路が増えたことなどの理由により、当時整備したサイクリング道路をあえて自転車で利用する方は、ほとんどない状態であります。

今後は、従来のサイクリング道路は廃止し、これにかわり自転車での通勤、通学と町内でのサイクリングを楽しんでもらうことも視野に入れた方法として、自転車走行指導帯を整備し、自転車の交通網整備を考えてまいります。

これは、道路交通法で自転車が通行すべきと規定する車道左側に表示を施して自転車の通行位置を示すもので、全国的に用いられている路面標示方法であります。

町内における自転車の移動が途切れぬよう、県道への施工も働きかけながら、自転車に乗る方が安全快適に移動できるような道路整備を進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、1項目目の足柄ふれあい公園の利活用の拡充についてですが、私は現状、公園の管理などは素晴らしくよくやっていると聞いています。回答でもっと具体的な考えをお聞きしたかったんです。前向きな検討する旨言われましたが、4点ほど再質問します。

1点目は、特にパークゴルフの利用者が1,500人余りでは、余りにも少ないと思います。今後、アンジュレーションを工夫して、コースの見直しをし、利用者増を図っていくのか、もしくは思い切って足柄ふれあい公園のパークゴルフ場をやめ、ほかに利用する方向に検討するなど、考えはありませんか。

2点目は、農園についての考えはお聞きしましたが、あそこの農園を利用した体験型農園のイ

ベントはするべきであります。また、もっと農園の貸付料を現在の1万2,000円の値を下げるべきと思いますが、考えはありませんでしょうか。

3点目ですが、ふれあい公園の子どもが遊ぶ砂場ですが、現在、砂場と言えるものでなく、砂が山盛りになっていて、駐車場に砂が飛び散っています。大きい砂場の設置を欲しい意見もありますので、考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

4点目は、これは難しい問題ですが、足柄駅方面からふれあい公園のつり橋の設置の要望などがありますが、町長の考えはどうでしょうか。

それと、バーベキューエリアの設置は、ぜひとも考えていただきたいので、検討をお願いします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 1点目のパークゴルフ場の件、2点目の農園について、3点目のふれあい公園の子どもが遊ぶ砂場について、これにつきましては、今後、指定管理を検討する中で、いろいろこれは調整をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

そして、4点目のつり橋の件、これも長年の懸案ということは承知をしております。これから足柄駅周辺の整備について、地域の方々といろいろ検討する機会を設けますので、この中でどういう形か、また方向性ができれば協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

バーベキューの設置については、これは本当に早急に対処したいと思っております。よろしく願いいたします。

○3番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、今回、1点目として、町長のオスプレイ体験搭乗について、2点目としてふるさと納税返礼品について総務省の要請にどう応えるのか、3点目として、信濃高原食品工業富士小山工場稼働に伴う交通量増加対策はの3件の質問を、一問一答方式でさせていただきます。

まず、町長のオスプレイ体験搭乗についての質問です。

先月5月12日に込山町長をはじめ米山議会議長と町の職員3名が、MV-22オスプレイに体験搭乗しました。私自身も当日はキャンプ富士の前から監視行動に参加し、動画撮影をしております。

午前11時頃離陸し、沼津方面に向かい、駿河湾上空で旋回し、約20分間の飛行後、キャンプ富士に戻ってきました。

県知事をはじめ、近隣自治体の首長をはじめ、地権者である農民再建連盟の関係者は全員搭乗を見合わせる中、小山町長だけが搭乗したことに対する波紋は大きく、賛否両論が噴き出ていま

す。

翌日の新聞報道を比較したかったので、私は一般全国紙と地方新聞を全て取り寄せ、比較検討してみました。これら新聞紙上では、搭乗後の記者会見の内容や御殿場市長のコメント、キャンプ富士の司令官の談話などが記載されていました。

オスプレイの運用については、その安全性の問題をはじめ、多くの問題点が指摘され、沖縄、岩国、佐賀、横田、厚木とともに、この東富士も全国から注目されていることは言うまでもありません。

そこで、今回のオスプレイ搭乗について、町長に質問します。

最初に、既に新聞やテレビ等で今回の搭乗目的は報道されていますが、改めて、今回の搭乗をなぜ行ったのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

東富士演習場使用協定の協議の中で、オスプレイ運用については認めているところであり、米軍から招待を拒む理由はないと考えました。

東富士演習場での訓練に際し、演習場への飛行ルートが小山町上空を通過することから、町民の安心安全を考え、私自ら搭乗し、さまざまなことを確認することにより、国や米軍に意見を伝えることもできると考えたからであります。

昨年7月、御承知かと思いますが、米軍のヘリコプターから銃弾が小山中学のグラウンドに落下されました。この件につきましては、南関東防衛局を通じて、米軍と事実確認と安心の方策等々をいろいろ申し上げてきたわけでありましたが、なかなか思うに任せて回答が得ることができなかったわけでありまして、このような経験を踏まえて、小山町上空をこれからも飛行ルートとしてオスプレイが飛行すると、こういうことは明らかでありますので、自ら乗せていただいて体験をしたと、こういうことであります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 次に、今回搭乗してみたの率直な感想をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 残念ながら小山町上空は飛行しませんでした。500フィート、150メートル以上の高さで飛んだ上空から建物等を十分目視できたことや、機内の様子、飛行するときの音など、直接確認できたことが良かったかと思えます。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 御殿場市長は談話の中で、「首長が搭乗して安全性の確認ができるわけではなく、ややもすると安全性のアピールに利用される可能性がある。小山町から事前に搭乗の相談がなかったことは非常に残念」と述べています。また、川勝知事も「私が乗って乗り心地が良かった、悪かったということが安全性と直結しない」と搭乗辞退の理由を述べています。同様の

意見を数多く耳にしました。これらの意見に対してどう考えておられるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 御殿場市長また川勝知事におかれましては、それぞれのお考えの判断だと思えます。私は自分の判断をいたしました。

○4番（高畑博行君） それでは、ここまでの3つの質問の答弁を受けて再質問します。

それは、オスプレイの安全性についての問題です。

今回は極めて安全な飛行形態とルートを選択しています。舗装されたヘリポートでの離発着。しかも晴天の好条件のもとでの体験搭乗です。しかし、体験搭乗の3日後の5月16日付の新聞発表で、アメリカ海軍海兵隊の航空機の開発や保守管理に当たる海軍航空システム司令部でMV-22オスプレイを担当するダニエル・ロビンソン海兵隊大佐は、昨年5月にハワイで起きた着陸失敗事故を踏まえ、エンジンの吸気口から砂を吸い込みにくくする研究をしているという発言をしました。さらに、このハワイでの事故を、砂やほこりを吸い込み、特定の物質がエンジン内に付着して出力低下を来し失速したからと結論づけています。

このように、オスプレイは事実上欠陥があることを認めた上で、フィルターの改良などを進めていくと言明しています。

それらを総合して考えると、オートローテーション機能も有しないこととも併せ、オスプレイの安全性は専門家の間でも大いに疑問が投げかけられ、議論になっているわけです。

関係自治体の長とはいっても、町長が乗り心地程度の感想を述べたとしても、決して安全性の確認にはつながらないと考えます。それでも、今回の搭乗でオスプレイの安全性が確認できたとお考えですか。もしそうお考えなら、その根拠をお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私、専門家ではございませんので、安全性については全く分かりません。

ただ、米軍が来年度から横田に10機配置をいたします。また、もう既に防衛省が27年度5機、今年度3機と、30年度ですか、17機配置をすると、こういう事実もございまして、これはもう安全であろうなというのは、私の個人的な考えであります。

今回、私、先ほども申したとおり、やっぱり小山町の町民の安心安全、小山町が飛行ルートに入っていると、こういうことの中で、私は搭乗させていただいたと、こういうことであります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、再々質問をいたします。

今回の搭乗に対してキャンプ富士の司令官フィンリー大佐は、「地域のリーダーが来たのは意義がある」とコメントしています。これまで体験搭乗は山口、和歌山、熊本で開かれ、今回で4回目です。

今までの体験搭乗を通しての広報の仕方からも、明らかに米軍がオスプレイの安全性をアピールする狙いがあることは明確です。

その米軍の狙いに対してどうお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米軍の狙いについては知る由もございません。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 知る由もないということですので、次の質問に入ります。

今回の町長の搭乗の決断は、自分の判断で決めた、断る理由がなかったという報道がなされていますが、県や2市、農民再建連盟などと意見交換して調整することはしなかったのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私が搭乗することは、それぞれ伝えてございました。意見交換して調整することは特にございませんでした。

○4番（高畑博行君） 今の答弁に対してお聞きいたします。

アメリカ側のオスプレイの運用については、今までも使用協定に基づき、運用委員会の席上でも議論してきた経緯があります。ならば、乗らないならまだしも、乗る以上はなぜ関係自治体や農民再建連盟などと連絡を取り調整しなかったのでしょうか。今回の連絡調整を密にしなかった行為が、小山町だけはね上がった単独行動と受け取られている要因とも思えるのでお聞きします。

今回の町長の判断は、県と2市1町、農民再建連盟5者の連携に水を差す結果になったとは考えませんか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） それでは、この件について時系列で御説明を申し上げます。

4月13日、本町に南関東防衛局から脇坂次長ほか3名が参りまして、キャンプ富士の司令官から5月10日に体験搭乗の招待があるよと、これについて希望を4月15日金曜日までに南関東防衛局に連絡するよと、こういうお話がございました。

この小山町の後、御殿場市、裾野市、県庁に行かれたようであります。全く同じ内容のお話であったと伺っております。

この日の夕方、4月13日の夕方であります。町から御殿場市の秘書課、演習場の対策係があるところではありますが、ここに電話を入れました。御殿場市長の搭乗の確認の電話でありました。このとき、御殿場市側のお答えは、市長に要件を伝えていないため、搭乗はまだどうするか決まっていないと、こういう御返事がございました。

翌日の4月14日、朝一にまた町から裾野市の渉外課、演習場の担当であります。ここに入れて、裾野市の搭乗の確認をいたしました。裾野市からの答えは、市長は搭乗する希望だと。日程調整をしますと、こういう御返事がありました。

続いて、その後ですが、続けて御殿場市の秘書課の方に、演習場担当課の方に電話を入れまして、また御殿場市の市長の搭乗の確認をいたしましたところ、昨日同様、伝えていないため搭乗はどうか、まだ分からないと、こういう御返事をいただいております。

そして、この日に演習場の土地契約協議会が10時半からございまして、ここに私も御殿場市長も裾野市長も出席をいたしました。この会議の後、2市1町の関係部長以下、担当の関係部長以下、この方々が、この搭乗の件について打ち合わせをいたしました。このとき、小山町としては小山町長は搭乗の希望があるということを伝えました。裾野市からは、裾野市長も搭乗する予定であると、こういうことをお話があったと。御殿場市は、市長は当日公務の予定が入っているが、両首長の意向を伝え、調整をすると、こういう御返事がございました。

そして、4月15日になりますが、また小山町から御殿場市の秘書課に電話を入れました。御殿場市の、これも確認の電話であります。御殿場市のお返事の中で、御殿場市長は国からの要請などがあれば搭乗することも検討すると。南関東防衛局にその旨を伝え、国側の対応を待っている。搭乗の有無は現在未決定と。御殿場市から南関東にこの旨伝えたいですね。

この日、県の方から、県の県民生活課であります。町に電話がございまして、今日が、15日が、この日がリミットということは県も承知をしているものですから、県からはまだ知事にこの要件を伝えていないと。18日以降になってしまうということなので、小山町の返事は先延ばししていただきたいと、こういう電話がございました。

そして、日がたちまして4月19日、県民生活課から町の方に電話がございまして、小山町の町長が搭乗するか改めて確認したいと、こういう電話がございまして、搭乗すると答えたわけであり。ます。

そして、4月22日、また、これも小山町から御殿場市の秘書課に御殿場市長の搭乗の確認の電話を入れました。このとき、国から回答がまだ来ていないので、もうしばらく待つてほしいと、こういう回答を小山町はもらっております。

そして、26日であります。この日、知事が記者会見の中で搭乗しないと発表いたしました。このとき、御殿場市から初めて町に電話がございまして、県知事が乗らないという情報が入ったということと、御殿場市長も時期尚早であると考え、搭乗しないと、こう発表するからと、こういう電話がございました。

この日の夕方、17時、5時であります。御殿場市長のコメントを報道発表いたしました。これは一斉にファクスで報道機関に御殿場市の秘書課が流しました。内容は御承知かと思いますが、米海兵隊のMV-22オスプレイについては、検証中であり、市民の不安が完全に払拭されていない。市の上空を飛ぶ以上、本来首長自らが搭乗して、その安全性を確認する方法もあるが、首長が乗ることで安全性が確認できるものではなく、本来、国が確認すべきものと考えます。現時点では、首長自らが搭乗して、その安全性をアピールする段階ではないという市長のコメントを各報道に流しました。

その翌日になりますが、4月27日、裾野市の戦略広報課がオスプレイ体験搭乗に関する裾野市長のコメントをマスコミ各社に流しました。

この内容であります。高村謙二市長コメントということで、演習場を抱える自治体の長とし

て、オスプレイが飛行することによる演習場に対する負荷を、実際に搭乗し確認する必要があると考えております。しかし、体験搭乗を予定している5月10日には熊本地震へ派遣している職員の帰庁報告や被災地支援に向けた今後の検討などの公務が重なっているため、今回のお話についてはお断りすることにいたしましたと、こういうコメントを報道機関に流しております。

そして、5月12日、搭乗の当日になりますが、この日、14時35分の時間に御殿場市の秘書課が先ほど申したマスコミに一齐に市長のコメントをお出ししております。御披露しますと、報道各位、本日実施された米海軍MV-22オスプレイの体験搭乗、小山町長らが搭乗に対する御殿場市長コメントは次のとおりであります。市の上空を飛ぶ以上、首長自らが搭乗して体験する考え方もあるが、今回は国からの要請ではなく、搭乗に慎重な演習場地権者団体の意向も考慮したものの、そもそも首長が搭乗して安全性の確認ができるわけではなく、ややもすると安全性のアピールに利用される可能性がある。小山町から事前に搭乗の相談がなかったことは非常に残念であり、小山町から事前に搭乗の相談がなかったことは非常に残念であり、地権者団体とも相談したのか疑問が残ると。地権者団体とも相談したのか疑問が残る。ちなみに、沖縄県内で搭乗した首長はいないと聞いていると、こういうコメントを各社に流しました。

この、小山町から御殿場市に先ほど申したとおり、5回搭乗の確認の電話を入れて、相談もしておりますが、最後、1回だけ、最後申したとおり、知事が乗らないので御殿場市長も乗りませんと、こういう電話1本だけでございました。

この後、日がたちまして、5月30日に御殿場市の定例記者会見で御殿場市長さんは、またこの件について申し述べております。「小山町長が米宮舎地区キャンプ富士で新型輸送機MV-22オスプレイに体験搭乗したことについて、残念でならない。私も高村謙二裾野市長も、地権者らの意向を酌んで搭乗しなかった。私たちには乗れる理由がなかったと判断した」と。「これまでの御殿場、裾野、小山、2市1町地権者の足並みが乱れた」と話しております。高村市長さんは相談なんか受けていませんよ。なぜ私だと言うのか、ちょっと私もこれは全く分かりません。

そして、「今回、国からの要請があったわけでもなく、県、地権者双方から時期尚早なので搭乗しないでほしいとはっきりとした意向があったにもかかわらず、込山町長がオスプレイに搭乗してしまったのは誠に遺憾」と。何もないですよ。何もない、町に対しては。これはどうなんですかね、これは。何もないことをこんな記者会見で発表することがどうですかね、ちょっと私も御本人の気持ちを疑いたいと思います。

そして、「最終判断は首長の自由だが、搭乗体験を了承する前に一言関係市や地元の地権者に相談があっても良かったのではないかと、こんなくだりですよ、最後は。5回電話して1回電話来ましたよ。何も御殿場市から話もございませんよ。こういうことですよ、事実。マスコミは公器ですよ、公の武器ですよ、これを使ってこういう、私に対しての何か知りませんが、嫌がらせか知りませんが、こういうことをしてくる、いかがですかね。

町に、ちょっとお名前はなかったんですが、私宛てに手紙が来ました。ちょっと内容を御披露

しますが、いろいろありますけど、一つだけ。市長が自分の所信を言うのはまだしも、ほかの市町村長の言動をあげつらうのは首長の末期症状にとられますと、これはある人の、名前は分かりませんが、こんな文書が来ています。

ということで、今申したとおり、私としてはお話はしてきて、自分なりの判断をしてやってきたということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 御殿場市長とのやりとりは、ぜひ今後もやっていただきたいというふうに思います。

5番目の質問に移ります。

議長や職員の搭乗については町長から打診したのでしょうか。また、職員は3名搭乗したようですが、その職責名と、差し支えなければお名前を教えてくださいたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今回の搭乗に当たり、私のほかに4人搭乗できると、こういう御案内、御招待いただいたものですから、議長を含めて3名、私の方からお願いして搭乗していただきました。職員については、杉澤理事、溝口専門監、市川技監の3名であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

なぜ、議長やそれらの職員を同乗させる必要があったのでしょうか。まさか、いい機会だから乗ってみたらというような安易な理由ではないでしょう。今後、それぞれの職責の上で、どういった必要性があると考えたのか、お尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） いろいろ詳しいことについては、それはまた差し控えさせていただきますが、御招待を受けたということで、私が4名指名をお願いしました。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 職責上の必要性については詳しいお答えではなかったわけですが、最後の質問に移ります。

今回の体験搭乗、12日の前日までの5月3日から11日までがオスプレイの訓練の事前通告日程でした。ところが、蓋をあけてみると事前通告と異なる全く勝手し放題の中身でした。具体的には、1番、演習通報では2機だったのが、5月3日は4機が離発着訓練をした。2番、5月6日には御殿場市市街地上空や小山町上空で何回か旋回をしている。しかし、その後から演習中止の連絡が入った。市街地上空を勝手に旋回するのは訓練ではないのか。3番目として、フレンドシップフェスティバルや体験搭乗の飛来も訓練ではないという解釈なのかなどです。

また、12日の体験搭乗は、当初は10日に予定、予備日は11日でした。ところが、9日に突然12日に延期と決めたもので、南関東防衛局のホームページには掲載されましたが、東富士演習場週間使用計画には1週間前までには予備日としても代替日としても載せていません。1週間前まで

の通報を義務づけている使用協定第6条に違反していると思われます。

体験搭乗した陸上自衛隊富士学校長、南関東防衛局長、小山町長は、使用協定締結の当事者として、使用協定を守らなくてはならない立場にあるにもかかわらず、みずから違反することになるのではないのでしょうか。

こういう使用協定違反にも通じるやり方に対して、関係自治体として、今後、どう対応していくつもりなのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の質問にお答えします。

通常、演習場使用計画については、毎月、訓練日の2週間前に国から通知があります。オスプレイの飛行訓練については、演習場使用計画にも記載されておりますが、それとは別にオスプレイに関する飛行訓練などの情報は、1週間から2週間前に国から別途通知及び連絡があります。

このたびの体験搭乗の日程は、米側からの変更について国を通じて受けているところであります。

たび重なる急な変更等が生じるようであれば、御殿場市、裾野市、地域農民再建連盟とも連携し、国に要請していきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

事前に示されたオスプレイの訓練日程や訓練内容と異なる訓練が勝手に行われるのなら、使用協定に基づく通告の意味がありません。しかも、その点の追求を甘くすると、それこそやりたい放題になる危険性があります。

ならば、今回の体験搭乗の日程変更も問題視しないわけにはいきません。その点で、今の回答は、今後、国に対しての協議の中で通告された訓練日程や訓練内容の遵守を迫っていくという判断でよろしいのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

2市1町及び地域農民再建連盟は、オスプレイの運用に関する国の報告結果を検証するとともに、みずからも飛行訓練を注視しながら、その運用の実態を検証することとしております。

今後とも御殿場市、裾野市、地域農民再建連盟とも協議検討し、必要に応じて国に要請していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、今回の小山町長のオスプレイ搭乗は、この北駿だけでなく、沖縄をはじめ、全国に波紋を呼びました。地元民の安心安全を守る首長の立場を考慮し、今後、更に慎重な行動をとるように要望して、この件での質問を終わりにします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩を入れます。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（高畑博行君） それでは、2件目の質問に入ります。

2件目の質問は、ふるさと納税返礼品について総務省要請にどう応えるのかについてであります。

総務省は本年4月1日、全国の自治体に対して、ふるさと納税のお礼（特典）として、お金にかえやすい商品券や家電などを贈らないよう文書で要請しました。売却目的や高額な特典目当てでふるさと納税をする人が増えており、自治体を応援するという寄付制度の趣旨に反するとして自粛を求めたわけです。

昨年も換金性の高いものや高額な商品を贈らないように求めたわけですが、自治体間の寄付獲得競争の激化を背景に、こうした特典が後を絶たないため、事例も上げながら改めて要請した形です。

ただ、拘束力がない要請なので、従うか従わないかは各自治体の判断となるわけです。そこで、この総務省の要請に対して本町ではどう対応するかの質問をいたします。

まず町長にお聞きします。本年度当初予算でも10億円という高額なふるさと寄付金を見込んだ予算編成を小山町はしました。それだけに、今回の総務省の要請は衝撃的な要請内容です。この要請を丸のみすれば財政上も大きな変更を余儀なくされ、苦しい状況になります。しかし、要請を完全無視することもできないでしょう。そこで、今回の総務省の要請に対してどう対応していくのか、町長の基本的な考えをお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） このたびの総務省通知は、地方自治法第245条の4、技術的な助言に基づき、総務大臣から通知されたものであります。

その中で、税額控除が受けられる無償の寄附行為であるふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、プリペイドカード、商品券や電子マネーなど、金銭類似性の高いものと、電気機器、貴金属やゴルフ用品などの資産性の高いものが加えられました。

本町のふるさと納税は、町内産業の活性化に寄与することを目的に始めたものであり、現在の返礼品については、ふるさと納税の趣旨に反しているとは考えておりません。

通知への対応については、真摯に受けとめ、本来の趣旨に沿って進めていくことで対応していきたいと考えているところであります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

今回の総務省要請に該当する換金性が高く転売しやすい商品券や家電などは、本町の返礼品では具体的にどういうものが該当すると考えているのでしょうか。質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほど町長が申し上げたように、本町において、趣旨に反した返礼品に該当するものはないと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

見解の相違とされればそれまでなんですけれども、アイスクリームのセット券やゴルフ場の利用券などは、換金性が高く転売しやすいものと私は判断します。また、町内に工場がある会社のコードレスクリーナーや布団クリーナーなどの電化製品も、総務省の指摘する返礼品に該当しないでしょうか。質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

総務省の通知には、換金性が高く転売しやすいという記載は無く、また、金額などの明確な提示もないところでございます。その中で、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを挙げているところであります。

したがいまして、先ほど申し上げたように、小山町のふるさと納税におきましては、趣旨に反した返礼品に該当するものはないと認識しております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 更にお聞きします。

繰り返しになるのかもしれませんが、アイスクリームのセット券やゴルフ場の利用券などは簡単に転売可能です。それこそ金券ショップの店頭に並ぶ可能性大です。それでも、小山町としては趣旨に反した返礼品に該当するものはないと言い切るのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 高畑議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にありましたように、小山町のふるさと納税につきましては、町内産業の活性化という目的が、まず第一にあります。そういう中で、アイスクリームという製品の性質上、それから当然、町内にありますゴルフ場の活性化に寄与するための利用する方法としては、商品券以外の利用券以外の方法というのは恐らくないと考えられます。ですので、町内産業の活性化という目的と、それから総務省通知のバランスを考えると判断しているわけでありましてけれども、このような形で先ほど来の答弁のとおり、小山町については総務省の通知に該当する商品ではないと考えております。

また、実際の事務上、余りにも不自然な大量な電化製品の購入であるとか、余りにも不自然な購入というのは、それぞれの事務の中で気をつけていこうと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） では、換金性が高く転売しやすい商品券や家電等の返礼品に該当する納税

額の総額は、昨年度9月から3月まで7か月でどの程度になるのか。また、その割合は全体のどれぐらいになるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 昨年の9月から今年の3月末までの寄附金総額は、約8億4,800万円ですが、先ほどから申し上げているとおり、趣旨に反した返礼品に該当するものはないと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

趣旨に反した返礼品に該当するものなしという判断を崩さない以上、今の答弁になるでしょうが、一般的に金券ショップに持ち込めるような商品券や、梱包を解かないまま転売される電化製品を総務省は指摘しているわけで、もしそれが該当するなら、本町の昨年度の返礼品ベスト10の中では、ベスト1から7位までがそっくり該当すると私は考えるのですが、それが総務省の言う対象返礼品であるかないかの問題は別にして、1位から7位までの返礼品総額を教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 1位から7位までの返礼品の総額におきましては、合計で5億8,600万円ほどでございます。約69.1%を占めております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 総務省の要請は、拘束力のないものですが、この要請に本町は従うのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほど町長が申し上げたように、通知への対応については真摯に受けとめ、本来の趣旨に沿って進めていくということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） 熊本地震での被災自治体への返礼品なしのふるさと納税が広がりを見せ、注目されています。返礼品拡大競争で加熱し過ぎのふるさと納税の見直しをする必要はないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 被災自治体への寄附は、災害復興に役立ててもらいたいという目的があり、一般的な寄附とは、寄附する方の意識の違いがあると考えられます。

本町では、本来の趣旨に反するような返礼品を送ることは考えておりません。本町らしい返礼品の導入と寄附者へのPRに力を入れていき、寄附金の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

今回公表された部長マニフェストでも、10億円の目標値が掲げられています。私は、今年は予算を組んでしまった後なので仕方がないにしても、次年度以降は、総務省の要請にしっかり応え、過剰な特典競争とは一線を画した、本来あるべきふるさと納税の基本に立ち返った制度にしていくべきだと考えます。今年はその準備期間の、ふるさと納税返礼品見直しの年とすべきだと考えます。その結果、納税額が減額しても仕方がないじゃないですか。

同時に、今以上に地元中小零細業者に光を当て、励まし、小山町ならではの特産品のアピールをすることに重点を置く方向に舵を切るべきだと思うのですが、どうお考えになるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

質問にありましたように、過剰な特典競争という状況では、今はないと考えております。

また、小山町におきましては、先ほど答弁しましたように、地域産業、地元産業の活性化もそうですが、もちろん今進めている三来拠点事業であるとか、かなりの財源を確保というのが、また命題になっております。その方法の一つとしてふるさと納税も活用しているわけですが、もちろん、先ほどありますように、総務省、もしくはふるさと納税の趣旨に反することというのは、当然見直していきます。ただし、今後も返礼品、地元中小零細業者という御指摘がありましたが、そのような形で、あと体験型の返戻であるとか、いろいろ工夫をしながら、今あるふるさと納税をよりよくしていく方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、昨年9月から始め、予想以上の成果を上げた本町のふるさと納税ですが、やはりやっていけば問題点も起こってきます。ならば、適宜柔軟に対応し、指を指されない制度の運営に努めなければなりません。ぜひ知恵を出し合い、より良い本町のふるさと納税の中身に改編できるよう期待して、この質問は終わりいたします。

3件目の質問に入ります。3件目の質問は、信濃高原食品富士小山工場の稼働に伴う交通量増加対策はであります。

このほど、菅沼で清涼飲料水などを製造している丸善食品工業グループ会社である信濃高原食品富士小山工場がJR駿河小山駅北側の富士紡績工場跡地に完成し、4月から稼働し始めました。

今後も、工場敷地から生土の県道に通じる橋を新設したり、倉庫の建設などの第2期、第3期工事も予定されているといたします。新工場が完成し、生産活動が開始した点は町にとっても喜ばしいことですが、音淵・小山・生土の住民は新工場稼働に伴うトラックなどの交通量の激増に懸念の声があります。

それらの対応について質問します。

まず町長にお聞きします。

新工場の稼働に伴って、大幅にトラックなどの輸送量が増大します。地元住民の安全対策上、会社自身はもちろん、町としても何らかの対応が必要だと考えます。その点で、町長の考えをお

聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 富士紡ホールディングス株式会社の工場跡地利用における、このたびの工場建設により、物流倉庫のみの利用から生産工場としての利用に変わることとなります。新工場稼働後における県道駿河小山停車場線の富士見橋を通行する大型トラックの通行量を信濃高原食品株式会社に確認したところ、稼働前の実績値である往復交通の日量116台から304台に対し、実績値から算出した試算で、日量148台から378台と算定されており、約25%程度の増加を見込むとしております。

事業者による地域住民への安全対策として、これまでと同様に、交通整理人を配置するとともに、通学・通勤時間帯における大型車の通行は、原則避けることとしております。

また、事業者の施工により、生土地先の県道沼津小山線から鮎沢川をまたぐ橋梁を新たに架設する計画があり、現在関係機関と協議中であると聞いております。

町としましても、引き続きこれらの安全対策を講じていくことを求めていくことはもちろんのこと、大型車の通行について観測等を行い、状況に応じて交通整理人の追加等の措置を求めるとともに、計画している橋の完成が少しでも早い時期に実現するよう促してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

第2期、第3期工事の工事計画と展望について、分かっている範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 第2期工事の概要は、平成30年以内に、現在の富士小山工場内に2番目のラインを増設し、稼働を目指していくものであり、約40億円の事業費を見込んでいますと事業者から報告を受けております。

また、第3期工事につきましては、平成31年内を目途として、製品のための倉庫を建設するものであり、約7億円の事業費を見込んでいますと伺っております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 先ほどの町長答弁の中にも若干触れられておりましたけれども、新工場稼働に伴い、1日当たりどの程度の生産量を見込んでいるのでしょうか。また、どの程度の輸送量が増加するのかという見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 生産量につきましては、最大で日量約96万本、約4万ケースが生産可能であると事業者から報告を受けております。

輸送量の増加につきましては、先ほど町長からお答えいたしましたとおりでございます。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 現在でも、いわゆる衛生館の坂、小山交番の信号、健康福祉会館手前の踏切前は、大型トラックやトレーラーが通ると極めて危険な状態です。一番心配されるのが巻き込み事故です。

現在でも危険なのに、交通量が更に増加するとますます交通事故の心配があります。現在は、踏切手前で交通整理に当たる方がお一人おられますが、それだけで十分だろうか心配です。

将来構想にある橋の建設と、生土を通る県道への直接アクセスが可能になるまで、小山交番交差点や富士見橋を渡り終わった踏切手前の交通安全対策にどう対応していくつもりなのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 橋がかかるまでの交通安全の対策であります。先ほど町長の答弁にもありましたように、適切に交通安全対策が図れるよう指導していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

企業に対して指導するということであって、自治体独自としては具体的に何をすることではないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

現在、先ほども御質問にありましたように衛生館の坂、非常に危険だということで御指摘もございましたが、町としまして、静岡県土木に大型車両が安全にすれ違い走行ができるようにということで要望書を提出いたしまして、現在、県の方でもそれに向けて準備を進めていただいているところでございます。

また、安全対策ということで、当然企業者には交通整理人等の配置を求めていくわけですが、先ほど、町長の答弁にもございましたように、大型車両の通行の観測等も含め、その状況を町はしっかりと把握して、適切な判断のもとに企業に要請をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 小山交番前の県道は、右折レーンはありません。大型トレーラーが右折する際は大変危険です。新工場の稼働は町の活性化につながる大変喜ばしいことですが、大量の物流を伴う会社なだけに、交通事故の懸念は増大するばかりです。

ですから、ぜひ、会社だけに任せておくのではなく、自治体としても住民の安心安全の視点から、会社側と協議したり、県道の拡幅を図るなど、具体的な安全対策を実施してほしい点を申し述べて、私の3件の質問を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は3件の質問をさせていただきます。

はじめに、町の「不燃ごみ用指定袋」を更に小さなサイズを加えることについて、町の考えをお伺いします。

私たち住民の日常生活とごみは切り離すことができません。町もさまざまな分別で収集を行い、ごみの減量と資源リサイクルを推進しています。また、昨年より御殿場市と当町で統一したごみ袋に切り替えています。

その中で、多くの住民から、不燃ごみ用指定袋が大き過ぎて、いっぱいになるまで時間がかかる、もっと小さなサイズの袋が欲しいという意見があります。確かに、茶わん1個、皿1枚割れても一番小さな20リットルの袋では大き過ぎます。

1回1回捨てれば良いという意見もありますが、それは大変にもったいないことです。このもったいない精神が、特にひとり暮らしの方や高齢者が痛感しているところです。

また、割れ物を長期間家庭に置くことは危険です。そこで、不燃ごみ用指定袋の小さなサイズ、せめて従来の半分の10リットル袋を加える考えについてお伺いします。

2件目は「ふるさと住民票」制度の創設についてお伺いします。

この「ふるさと住民票」制度は、昨年民間のシンクタンクが提案しました。前提となったのは住民と自治体との関わりの多様化です。

例えば、子どもたちの為に自治体は教育・子育て支援に投資しますが、子どもは大人になると都市部で働き、そこに納税します。当然、出身地には還元されません。介護や進学などで複数の地域を行き来しながら暮らす人もいます。また、災害のために居住地を長期間離れなければならない人などさまざまです。

そこで町外で暮らす町出身者をはじめ、ふるさと納税で寄付した人、町内に通勤・通学している人、過去に通勤・通学していた人などに町の情報やサービスを提供する「ふるさと住民票」制度を創設してはと考えます。

すでに制度を導入した先進例として、鳥取県日野町では登録者にふるさと住民カードを交付し、さまざまなサービスとして、毎月の町広報誌の送付や夏祭りなどの町内行事の情報を提供、町の公共施設の町民料金での利用、町の計画やパブリックコメントへの参加などを推進しています。

この制度を町出身者のUターン促進の重要政策に位置づけているからです。私たち町でも例えば、ふるさとを持たない大都会育ちの方々にも、小山町をふるさとにさせていただき四季折々の行事に参加してもらい、ゆくゆくは移住につながればと期待します。

このような町外在住者とのつながりを深める「ふるさと住民票」制度の創設について、町の所見を伺います。

3件目は、小・中学校で「介護職」を知る授業を実施することについてお伺いいたします。

介護は老人施設などで行われるものと思われがちな小・中学生に、介護とは最も身近にある問題と知ってもらい、更に介護職がいかに大切な仕事なのかも学んでもらう必要があります。

今、全国的に介護職の人材不足が深刻となっています。昨日、6日の静岡新聞の社説には、介護の職員が専門性を高めていくことは国に課せられた待ったなしの責務である。介護職25万人が不足すると政府が予想する20年代初頭は間近に迫る。手をこまねいてはならないとありました。

そこで福祉教育の一環として、小・中学校で介護職を知る授業を実施してはと考えます。

先進例として、兵庫県西宮市では市立高木小学校で介護職に光を当てた授業を本年1月に実施しました。4年生6クラスの児童が視聴覚室で兵庫県老人福祉事業協会の作成したDVD「介護の仕事ってすごい」、副題は「福祉の未来を考えるのは君だ」を鑑賞しました。DVDでは、介護に携わる介護職員や介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが食事・入浴などの仕事の流れを紹介し、現場で働く実感を通して、お年寄りの質の向上につながる、笑顔で接するとみんなに喜んでもらえる話し、ぜひ介護に興味を持ってほしいと視聴者に呼びかけています。

上映後の質問会には、児童から、介護福祉士の資格のとり方は、また、老人ホームは何人の介護職員が必要か、さらに、介護職の勤務時間を教えてなど、質問は13項目に上ったということです。この日の講師を務めた兵庫県老人福祉事業協会の副会長は、これらの質問に一つ一つ丁寧に答え、おじいちゃん、おばあちゃんに優しい社会を作れば楽しい社会になる、また皆さんには優しい人になってもらいたいと話し、さらに、将来、介護の職業も選択肢の中に入れてもらいたいと要望したそうです。このように、介護、介護職への理解を小・中学校に広げ、分かりやすい授業で、将来の介護人材の確保や命の大切さを教える教育は、今必要性を増しています。福祉教育のさらなる充実のためにも、町の見解をお伺いいたします。

以上、3件の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えします。

現在、小山町及び御殿場市のごみ処理に関し、燃えるごみについては平成27年度から広域行政組合の富士山エコパークで処理し、埋立ごみ及び資源ごみについては、平成29年10月から、現在建設中のリサイクルセンターで処理することを予定いたしております。

広域行政組合の新施設稼働開始に先立ち、ごみ処理方法を統一化することが必要となり、平成24年度から小山町、御殿場市、広域行政組合の3者による協議により、ごみ排出量の削減と再資源化の推進のために有料の指定ごみ袋を導入すること、ごみ袋のサイズ、色、材質、製作方法、販売方法、販売価格等について検討を開始いたしました。

その後、住民アンケートや小山町ごみ減量等推進懇話会において、町民の皆様から御意見をいただき、さらに近隣自治体のごみ袋のサイズも参考として、一番小さいサイズとして20リットルを採用いたしました。

平成26年3月には小山町廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、平成26年7月1日付で、小山町と御殿場市との間でごみの分別区分及びごみの排出方法の統一に関する合意をしたところ

であります。この合意において、広域行政組合によるごみ袋の一括製作及び販売についても合意済みであります。

本町においては、昨年4月から新ごみ袋に完全移行し、ごみの収集運搬を実施しております。

議員御指摘の不燃ごみの袋の大きさであります。町民の皆様からも小さいサイズの袋について御要望をいただいていることから、小山町、御殿場市、広域行政組合の3者の協議の場に諮り、小さいサイズのごみ袋の導入に関して協議を行いたいと考えます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 「ふるさと住民票」制度の創設についてお答えします。

本町では、平成27年9月に移住・定住に関する情報発信を目的としたウェブサイト、アルファベットでASUO、「アスオ」を開設しました。さらに本年3月末にサイトをリニューアルし、移住・定住の情報発信強化を進めております。

この移住・定住情報サイト「アスオ」では、町内外の方々に対し、移住・定住、出逢い、結婚、出産、子育て、仕事等について情報発信を、SNSも活用して行っております。

また、ホームページ上にて会員登録制度を設けており、本町への移住・定住や少子化突破対策の婚活事業に興味や関心のあるの方々に対し、メールマガジン等で情報発信を行っております。

本町で行っておりますインターネットを活用した情報発信は、ふるさと住民票制度と同じ狙いを持った取り組みではありますが、即時性、双方向性、経費面などから、より有効な方法であると考えております。

このため、新たな制度を創設するのではなく、現在の取り組みを充実させることにより、移住・定住につなげていきたいと、かように考えております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷洋子議員にお答えします。

介護職についての学習ですが、中学校の家庭科で、家族を支える仕事の一つとして、高齢者施設、ケアマネジャー、在宅サービスなどを学んでおり、町が実施している認知症サポーター養成講座を受けている学校もあります。また、中学生ボランティアの受け入れ先として、病院や特別養護老人ホーム等があり、ボランティアとして介護職を体験する機会もあります。

昨年度、三世代の主張発表大会の中に、年老いた曾祖父の世話をする祖母の姿や、自分なりにお年寄りの方にできることについて語る中学生の発表がありました。子どもたちにとって身近なお年寄りやお年寄りの世話をする家族の姿は、人としてのあり方、人を思う心を作り上げていく源だと感じました。

このような子どもたちが1人でも多く育っていくことを願いながら、少子高齢化社会に向け、介護や介護職はこれからの社会を生きていく子どもたちにとって誰もが理解を深めておく必要があると考えております。

今後は、家庭科の授業やボランティア活動等において介護職について学ぶ機会を更に深めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、1件目の不燃ごみ用指定袋の更に小さなサイズの導入についてです。

町長の答弁は、小山町、御殿場市、広域行政組合の三者協議の場に諮り、小さなサイズのごみ袋の導入に関して協議を行いたいとのことでした。ぜひ町民の切なる声、現場の声を踏まえ、スピード感を持って実現に向け、協議を進めていただきたいと思います。町長の決意をお伺いします。

次は、2件目の「ふるさと住民票」制度の創設についてです。

ホームページ上にて会員登録制度を設けているとの答弁ですが、これまでに何名くらいの会員登録がありましたか。また、ふるさと納税で寄附された方に返礼品のほかにもどのような町のPR、宣伝をされたのか、お伺いしたいと思います。

次に、3件目の小・中学校で「介護職」を知る授業の実施についてお聞きします。

中学校については、介護や介護職についての教育をよくされていることが分かりました。さらにこのような教育に取り組んでいただきたいと思います。

また、小学生についても先ほど先進例を紹介しましたが、介護のDVDやボランティアなどを行うことについては、どのようにお考えになりますか。やはり家の身近なおじいちゃん、おばあちゃんに対する思いが変わってくると思います。

犯罪の低年齢化が進む今、小学生からしっかりとお年寄りを大切に思う心を育てていくことは、みんなに優しい社会づくりにつながると考えます。小学生に対する教育長の今後のお考えをお聞かせください。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ごみ袋の件でございますが、答弁で申したとおり、3者で協議をして、早急に結論が出るようにしていきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 「アスオ」の会員登録数ですが、5月末時点で会員登録数は30名です。そのうち、町外の方は23名となっております。

なお、ふるさと納税で寄附していただいた方への情報発信は、アスオの中では行っておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） ふるさと納税の返礼品のPRについてお答えさせていただきます。

ふるさと納税をした方につきましては、まず、納税した方に、全ての方に町長名でお礼文をさせていただきます。また、ポータルサイトの中では、小山町をPRするために、小山町の寄附に対する目的について、小山町が取り組んでいる事業について、納税する方が全てふるさと納税のポータルサイトを見る際に、その小山町のPRをさせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 先ほどの再質問にお答えします。

小学生に対してはどうかということですが、小学校の中でも総合的な学習等を通して福祉教育を行っています。3、4年生が人に対する思いやりとか動物愛護等についていつも学んでいます。

それから、また、道徳の項目にも、人に親切にとか、思いやりにということで、子どもたちが本当に多方面にわたって学んでいますし、国語の教材等にもそのような項目は多数あります。そういうものを通して、子どもたちが今度は実践力をつけるという形で、また進めていくことができると思いますので、そのように進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

2件目のふるさと住民票制度の創設の中で、先ほど、私は返礼品の中に、何か町の、例えば広報誌とかそういう品物、形のあるものを一緒に送付するということはしていないということでしょうか、返礼品のみで。あとは今言われた町のいろいろな納税の目的とか、そういうものは発信をしているということでしたけれども、返礼品と一緒に何かそういう広報誌とか、また、町の行事とか、ちょっと書いたものとか、そういうものは付属として一緒に送るということはないということでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再々質問にお答えさせていただきます。

池谷洋子議員のおっしゃっておりますふるさと納税の返礼品について、広報おやま等を合わせた送付は今現在のところ、しておりません。

以上であります。

○9番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、以下の2点について質問したいと思います。

まず1つ目は、全国学力・学習状況調査の分析及びその活用についてであります。

2つ目は、小山町内の高齢者の実態把握及びその対策についてであります。

まず最初に、全国学力・学習状況調査結果の分析及びその活用についてであります。

小山町では、全国学力・学習状況調査結果の分析について、広報おやまに毎年大変丁寧に報告されております。子どもたちの学力の様子が詳しく分かり、ありがたいと存じております。その中で、昨年、一昨年の報告内容が同じような傾向を示しており、子どもたちの不足分・要努力分が余り解決できていないのかなと心配しております。一朝一夕にして解決することは不可能とは思いますが、その点、いかがでしょうか。

まずは、基本的な知識・技能の定着を見るA問題については、定着が見られるようでございます。例えば、漢字を読むこと、計算することなど、基本的な問題がよくできる傾向にあるようがあります。子どもも教師もよく努力しているということの表れでしょうか。

しかし、これに反し、知識、技能を活用する力を見るB問題については、努力を要するということでもあります。つまり、幾つかの材料や情報の中から必要なものを選んで使い、自分で答えをつくっていくような設問には正しく答えられなくなってしまふ、そのような傾向が見られるようです。

B問題の求める学力は、今では残念ながら大変不評となってしまった、いわゆるゆとり教育の目指した学力であります。今後改定される指導要録の中に、アクティブラーニングとほぼ同様の学力を目指すものだと、私は思っております。

この力の不足をどのように克服し、身につけさせるか、教育の目指す生きる力の根幹と思うので、授業アドバイザーの活用、校内研修、御殿場市との共同した事業研修などについて伺いたいと存じます。授業アドバイザーの方は、授業者にかかりきりで指導されていると伺いますが、その効果はいかがでしょうか。

次に、生活の仕方と学力の関係について伺います。

教育委員会の報告によりますと、子どもの学力成績をAからDの4段階に分け、生活意識との関連について調べております。成績上位25%の子どもたちをA層、下位25%をD層として、生活の仕方との関連を次のように考察しています。

(1) 生活のリズムが整っている子はA層に多い。A層というのは上位25%の子どもたちのことです。

(2) 読書する、読書の好きな子どもはA層に多い。

(3) 達成感、(4) 自己肯定感はA層の子に多い。

(5) 将来人の役に立ちたいと考えている子は、中学校ではA層に、小学校では逆にD層に多

い。

(6) 家で学校についてよく話をする子はA層に多い。

(7) テレビを見る時間は同じくらいだが、中学生で長時間テレビを見ている子はD層に多い。

(8) ゲーム、携帯電話などを長時間使用する子はD層に多いとのことでした。

これらの傾向を改善するには、どんなことが考えられますか。つい最近まで、文部科学省が進めていた「早寝、早起き、朝御飯」などのようなスローガンを進めることは考えられませんかでしょうか。

最後に、地域、家庭、学校との連携について伺います。

報告によると、家の人が学校の行事によく来るか、地域の行事によく参加するかなどの質問に、8割の子どもが「そう思う」などの答えをしていると伺います。家庭・地域との密接な連携は小山町ならではの表れと思われたいです。さらに、各小学校区における子どもや学校、園へのかかわり、見守りが進んでいることに頭の下がる思いを感じている次第ではありますが、この密接な関係をさらに進めるには、どんなことが考えられますか。

そこで、以下の項目について伺います。

1、各学校は、B問題についてどのような対策を講じていますか。

2、授業アドバイザーは、今年度より小・中学校の2人制となったようですが、どのような活動をしていますか。また、支援員の活動はいかがですか。

3、ゆとり教育の目指した学力とほぼ同様な目的のアクティブラーニングをどのように取り入れるのでしょうか。

4、学力と学習状況との相関関係をどのように分析し、対処するのでしょうか。

5、学校、家庭、地域の密接な連携を更に進める対策があれば教えてください。

最後に、6、今年度の調査はどのようなスケジュールで公表されるのでしょうか。

まず第1問目の質問は以上であります。

続きまして、2つ目の質問ですが、小山町内の高齢者の実態把握及びその対策についてであります。

最近、高齢者のさまざまな問題が取り上げられています。例えば、車を運転中の突然の病気発症による交通事故や、また、逆走であったり、認知症による徘徊や行方不明であったりします。また、介護問題では、在宅介護による家族の疲弊。ある報道では、介護者の離職、健康への影響など、その家庭の70%がお手上げの状態であるといわれています。さらに、お年寄り同士による老老介護の大変さ。また、老老世帯やお年寄りの独居世帯など、問題は数限りなく取り上げられています。

しかるに一方で、日本人の平均寿命は、先日の報道によれば、女性は今回も世界一、男性も第6位ということになります。高齢者の問題が更に大きくなり、これらへの対策が喫緊の課題であることは論を待ちません。

小山町も例外ではありません。つい先日も高齢者の独居世帯が火事となって、痛ましい事件となってしまったことがありました。高齢者の死亡交通事故の増加、認知症による行方不明、ダブルケアなどによる在宅介護も家族の疲弊など、大きな問題が山積しています。

その一方、小山町では健康増進課を中心に、健康な生活を送るための施策に取り組んでおられます。健康マイレージや「元気だらゑ体操」、健康福祉会館のリニューアルにおいて高齢者に合ったトレーニングマシンの導入など、数多くあります。大変ありがたいことですが、こういった場所やイベントに出てこられない方々に対して、町ではどのように把握し、どのような対策を施しておられますか。

例えば、先日の報道によれば、厚生労働省では、これまでの家族による介護や地域の見守りなど、支える側の視点からの施策から、認知症本人からの聞き取り調査を実施して本人重視の予防のための運動や学習ドリルなどの施策に転換を図るようです。小山町ではいかがでしょうか。

そこで、以下について質問いたします。

- 1、小山町における高齢者の人数やその割合はどのようなようですか。
- 2、高齢者の独居世帯や老老世帯の数及びその割合はいかがですか。
- 3、要介護者数はどのようなようですか。入所者、あるいは入院者、在宅者等。
- 4、高齢者のそれぞれの問題についての現在の対策はいかがですか。
- 5、今後考えられる対策はありますか。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

全国学力・学習状況調査の分析及びその活用についてのうち、はじめに各学校はB問題についてどのような対策を講じているかについてであります。

学校では、知識の活用力を問うB問題への対策として、授業では友達の考えと自分の考えを比較させることや、要旨が書かれている部分を適切に見つける学習を意図的に取り入れる等で対応しております。

授業以外では、朝学習や家庭学習で県総合教育センターから配信されている活用力向上に対応した問題集を活用しています。

教育委員会といたしましては、読解力を高めていくことが第一歩と考えての読書推進などの活用力向上対策を進めるとともに、普段の授業において思考力、表現力を高めるという意識を持って授業を構想していくことが肝要な点だと考え、各学校で実践しているところです。

さらに、地域社会に深くかかわったり、家庭での基本的な生活習慣を整えることも学力向上につながりますので、家庭、地域へも発信していきたいと考えております。

次に、授業アドバイザーはどのような活動をしていますか。また、支援員の活動はどうかについてであります。

授業アドバイザーとして、本年度からは、小学校、中学校それぞれに経験豊富な退職校長を1名ずつ配置して、小学校には週3日、中学校には週1日で取り組んでおります。

各学校の研修支援と教員の授業についての指導が主ですが、ときには教員の悩みを聞く等、教員の心の支えにもなっています。また、学校の特徴や児童・生徒の実態に応じた指導助言についても実施しております。

さらに、希望する若手教職員を対象とした、夜間に行われます研修、菜の花講座の講師として、教育や教師としての基礎基本や教育課題について指導しております。

支援員の活動としては、低学年の支援、特別に支援を要する児童の支援、特別支援学級の支援、英語教育の支援等を行っています。

次に、ゆとり教育とほぼ同様な目的のアクティブラーニングをどのように取り入れるかについてであります。

現学習指導要領の理念である生きる力の育成は、次期学習指導要領に引き継がれていくものです。その理念をより高次に実現するために、次期指導要領のキーワードとしてアクティブラーニングが示されました。

アクティブラーニングは、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びとして整理され、形式的に対話を取り入れたものや、特定の指導の型や技術を指すものではなく、授業改善を進めていく上での考え方として示されたものであります。

一人一人の子どもの見取りをしっかりと行える小規模の学校、少人数の学級が多い本町の小・中学校において、アクティブラーニングを取り入れていくことは、本町の特徴を活かした取り組みとなり、子どもの豊かな学びを実現できる機会になると考えております。

次に、学力と学習状況との相関関係をどのように分析、対処するのかについてであります。

文部科学省から受けとる調査結果を児童・生徒質問紙の回答と学力調査の結果を関連づけて分析しています。

例えば、昨年度の結果において正答率が高い児童は、読書が好きと答えた児童の割合が高く、逆にテレビゲームをする時間が長いほど正答率が低いという状況がありました。

これまでの調査結果からも、生活の仕方と学力の間には密接な関係があると言われていたもので、より良い生活の仕方を家庭や地域と連携、協力して取り組んでいくことは、子どもたちにとって非常に重要なことだと考えております。

そのため、小山町教育振興基本計画の策定にあわせて、小山の子どもたちが実践できる金太郎10か条として、挨拶や携帯電話の使用等について提言し、より良い生活習慣、学習習慣の定着をしたいと考えております。

次に、学校、家庭、地域の密接な連携を更に進める対策はについてであります。

平成25年度に抽出実施された全国学力・学習状況調査のきめ細かい調査結果において、保護者、学校、地域の良好な関係が保たれている地域においては、子どもの学力が高いことが明らかとな

っております。

また、昨年度の調査結果において、例えば正答率が高い児童は、積極的に地域の行事に参加していると答えた児童の割合が高い状況にありました。

町としましても、策定中の小山町教育振興基本計画の中でも、学校、家庭、地域の連携の重要性を述べています。

現在、その具現化としまして、小山町ボランティアセンターを生涯学習課内に置き、コーディネーターが地域と学校との橋渡しを進めているところです。

また、一方、学校では連携を深める第一歩として、学校での出来事や子どもたちの様子をホームページやお便り等で保護者や地域の方々に広く知っていただこうと努めております。

さらに、学校と地域との連携を深めるために、中学生のボランティア活動を進めています。「社会が人を育み、人が社会をつくる」の理念のもと、その良さを学校へ、子どもたちへ活かしていくとともに、子どもたちが積極的に地域とかかわり、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通して、学力の向上を図るとともに、地域を活性化する人材へと成長することを願って、さらなる連携を進めていこうと考えております。

次に、今年度の調査はどのようなスケジュールで公表されるのかについてであります。

4月19日に実施されました全国学力・学習状況調査ですが、例年どおりですと8月末には国から結果が届きますが、各学校においては、それと各学校での独自採点結果をもとに、分析、対策を進めるとともに、教育委員会を主体とした検証会議を9月から10月に開催し、町全体の傾向や特徴を分析し、対策を検討していきます。

個々の児童、生徒につきましては、それぞれの子どもの結果をまとめた個票が各家庭に配付されます。

各学校における分析や対策につきましては、学校だより等で保護者や地域の方々へお伝えしていきます。また、小山町全体の分析、対策につきましては、検証会議にてまとめたものを10月末を目安にリーフレットにまとめ、町民の皆様へ提示する予定としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 小山町内の高齢者の実態把握及び対策についてのうち、はじめに小山町における高齢者の人数と割合についてであります。

本年4月1日現在、町の65歳以上の高齢者は5,209人で、高齢化率は27.1%であります。

次に、高齢者の独居世帯及び老老世帯の数とその割合についてであります。

本年の高齢者基礎調査によると、独居世帯は562世帯で、町の世帯数の7.5%、老老世帯は600世帯で8.0%であります。

次に、4月1日現在の要介護認定を受けられている方は843人です。このうち3月中の特別養護老人ホーム等の介護施設への入所者は320人で、残りの523人は在宅介護等となります。

特に介護度の重い要介護4、5の認定を受けている方は173人で、このうち施設入所者は128人で、在宅介護サービスを受けている方は39人です。

次に、現在の対策ですが、平成27年3月に策定した第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。特に認知症施策では、本年4月に認知症地域支援推進員を配置し、早期発見・早期受診のための相談体制や、本人・家族への早期に必要な支援サービスの開発、見守り体制の充実を進めております。

また、本年度から社会福祉協議会に委託し配置した生活支援コーディネーターが、地域の皆様と協働で公民館等を活用し、歩いて行ける居場所づくりを進めております。

そのほか、地域のさまざまな団体により、地域の課題について話し合い、地域の団体や人材とを結びつけ、何ができるかを検討し実践していくための協議体を発足させるなど、1,122万3,000円の予算を確保し、新たな取り組みを行っております。

最後に、今後の対策であります。ふれあい茶論への参加を区と連携して呼びかけるなど、各種団体と連携しながら、介護予防事業を更に充実させてまいります。

なお、これら事業にも参加いただけない方への対策としては、老人クラブやシルバー人材センター等の各種団体に加入されていない方を拾い出し、地域からの情報等を踏まえ、包括支援センターや認知症地域支援推進員による訪問等により実態を把握し、各種団体活動や予防事業への勧誘を行ってまいりたいと考えております。

また、認知症施策では、早期発見・早期受診を推進するため、認知症ケアパスの作成や、認知症初期集中支援チームによる支援を実施するほか、認知症本人の意向調査等により、本人が希望する社会参加の場や必要とする生活支援等を提供する、本人重視の施策を進めてまいりたいと考えております。

平成37年、西暦2025年には団塊の世代が全員、疾病のリスクが高くなる75歳以上の後期高齢者となります。中でも65歳以上の方のうち5人に1人が認知症を患うと推察されております。このため、認知症施策、介護予防事業、在宅医療・介護連携等の推進を図り、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 最初の学力の問題の関係で再質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、小山町には小規模校、少人数学級が多く、きめの細かい指導が園児・児童・生徒にできるということでございますが、確かにそのとおりで、大変きめの細かい行き届いた指導がなされているものと感じております。

一方で、友達の考えと自分の考えを比較させるということは、多人数の方が更にバラエティーに富んでいるものと思われまます。少人数教育の効果と、それからもう少し多くの人数の学習というもののところで、この点、小山町ではちょっと不足するのではないかなと思うんですが、いか

がございましょうか。

また、授業アドバイザーの仕事の中で、各学校の先生方、研修において授業構想を教材そのものと、それにかかわる子どもたちとの関係性を重点にして立てていく力量を持たせる、このようなことを目指していただけると大変ありがたいと思うわけですが、その点についていかがでしょうか。

2点、再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えします。

きめ細かい指導ができていることの素晴らしさは本当にありがたいことだと思っています。多人数での意見交換ということ、それから協働的な作業はどうするのかということだと思いますが、それは時々、人数がたとえ5人でも、お互いに自分の意見をしっかり言えるということは、そしてその中で意見交換が言えるということは、逆に受け身の授業ではなくて、主体的な学習に直結いたしますので、そんな機会をしっかりと育てていきたい。要するに、主体的な学びを授業の中で取り入れることが重要だと思っています。

それから、授業アドバイザーの方で、教員の授業構想力を阻害するというのでしょうか、授業構想力を育てることをアドバイスしてほしいということだと思いますが、まず、子どもをどう見取るかということ、ただ授業を一生懸命やればいいのかではなくて、子どもたちが今何を考え、どうやって回答しようとしているのか、そんな思考力をちゃんと見取る力を教師につけたいと思っています。それで、授業アドバイザーにも子どもを見るということ、見取りの力を先生方につけてほしいということは話しております。

子ども観がしっかりすることによって、この教材をどのように子どもたちに与えていくかということについては常日頃授業アドバイザーが教師に伝えているところです。そんな形で教師力も高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ございません。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は、公共施設の維持管理・更新の対応について、町の見解を伺います。

町はさまざまな課題がある中、限られた財源で安心安全なまちづくりを進めているところでありますが、本日は公共施設のうち、道路、河川等を除く建物について伺います。

先の熊本地震において、各自治体の公共施設が被災し、使用不能、一部使用不能な公共施設が多数あり、住民サービスに著しい支障を与えました。中でも罹災証明の発行等が遅延したことにより、復旧の速度や住民の精神的な安定性に影響がなかったとはいえません。

小山町も、神奈川県西部地震、東海地震はじめ、それぞれが連動する広域災害や富士山噴火等

の災害が懸念されます。町も厳しい財政状況の中、公共施設の建物をはじめ、社会インフラ等の公共施設が老朽化し、これらの適切な維持管理及び施設更新は自治体経営にとって大きな課題であります。

一方、公共施設は経済活動や住民生活にとって、その持続的な機能確保が求められます。

これまでの調査をもとに、それぞれの施設の維持管理、更新年間経費はどの程度となるのか。

また、維持管理、更新計画策定に当たって基本的な考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、施設の維持管理費についてであります。

平成26年度小山町の普通会計決算統計の性質別歳出の内訳、維持補修費から1年間当たり1億386万円がかかっております。更新年間経費については算定はいたしておりません。

次に、施設の維持管理、更新計画の策定に当たっての基本的な考え方についてであります。

公共施設等を総合的にかつ計画的に管理していくことは、本町の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも、必要、重要であると考えております。

町では、これまでも地方自治法に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等を備え、主に数量面を中心とした財産の運用管理及び現状把握を行ってまいりました。

一方、町の財産状況を把握するためには、町の財産の大きな割合を占める固定資産価値の情報把握が不可欠であります。そのため、昨年度から今年度にかけて、全ての固定資産について取得年月日、取得価額、耐用年数等のデータを備えた固定資産台帳の整備を進めております。

この情報を活用し、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくことを目的に、公共施設等総合管理計画を今年度策定してまいります。

なお、道路、橋梁、公営住宅や下水道施設は、個別に長寿命化計画等を策定していることから、これら計画とも整合するよう、公共施設等総合管理計画策定を進めてまいります。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、施設の維持管理費が年間1億円強と伺いました。更新年間経費については算定していないという答弁でございましたけれども、中長期的な観点から考えると、算定してもいいんじゃないかなというふうに私は考えます。算定していない理由について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。

更新経費の算定に当たっては、施設等の取得価額、耐用年数等を正確に把握する必要がありますが、現在、把握していないので、算定できません。

先ほど町長が申し上げたように、固定資産台帳の整備を進めており、今年度公共施設等総合管理計画を策定する中で、算定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ただいま答弁でありましたけれども、維持管理、更新の基本方針というのは、保有総量の適正化を図ること、長寿命化と安全確保を図ること、運営管理の適正化を図ることと考えます。これは町の考えと同じであります。

公共施設等総合管理計画を今年度中に策定すると答弁をいただきました。まちづくりの全体として、経営の観点から、公共施設マネジメントに取り組み、行政改革と一体的に取り組みながら施設管理を進め、住民サービスが滞ることがないように希望して、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） 私、不覚にも一昨日から風邪を引いてしまいまして、声がちょっと割れたり聞きにくい点があるかと思えます。大変申しわけないと思えますけれども、その辺、よろしくお願い申し上げます。

私は、今回、小山町長に対して、その政治姿勢ということで、3項目にわたり、3件にわたって通告をしてございます。この件について、逐次質問させていただきますもので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

過日、小山町の将来において、内陸フロンティアを推進する区域を三来拠点と位置づけ推進しています。この5月末には、第7番目として新たに須走周辺地区が指定され、これらの事業は着々と推進し、目的達成の方へ向いていると思えます。さらには、6月に入って早々に、湯船原地区の工業団地造成事業の安全祈願祭が行われ、町長は元より静岡県知事も小山町の議会議長も地域の皆さんも、代表者の皆さんをはじめ多くの方々が出席して盛大にその安全祈願祭が実施されたところであります。

これによって、あの湯船原地区の工業団地は、その開発の槌音は高らかに鳴り響き、皆さんが安心して工事を任せたり、あるいは安心して工事を見守り、完成を期待するところであろうかと、私は思います。

そして、この湯船原地区の工業団地をはじめ、足柄地区の工業団地、足柄地区の交流地区等々を踏まえると、ここへ来る、働く生産の場が生まれれば、当然、雇用の場が創出されます。私は、これらの構想を見るに、この雇用の創出は、恐らく数千人の規模に達するだろうと、勝手ながら推測しております。当然、小山町だけでこの雇用に達成することは不可能かと存じます。今の雇用状態を見ると不可能だと感じます。

近隣の市町村、あるいは遠く東京を中心とした京浜方面からも働く人を探さなきゃならん。そうすると、当然、工場でも社内異動等でこの小山町へ移住して来るだろうと思えます。そうすると、おのずから自然とこのインフラ整備をしないと、受け入れ体制が整わないという事態に至る

んじゃないかと思います。

かつて小山町が推進しました棚頭工業団地においては、その受け入れ体制が不十分のために、働くのは小山町、住むところは御殿場市、そういう現象を起こしてしまいました。二度とこのようなことを起こさないためにも、このインフラ整備をして、受け入れ体制を十分にしておく必要があるだろうと思います。

これらの観点について、関連しまして3件のことについて町長にお伺いいたします。

まず第1点目は、先ほど申し上げました北郷地区、足柄地区のそれぞれの三来拠点事業が平成30年の間に完成すれば、この地域と小山地区をどう連結、どう連携させるか、その発展策、開発構想が必要じゃなかろうかと思われます。特にこの成美地区は三来構想の一事業として取り上げられており、既に地区といろいろと町はお話しされていることも事実でありますもので、今私が申し上げたいのは、明倫地区をどうするかということでございます。一番北郷と足柄に接するこの地域でございます。この明倫地区の市街化区域を整備することが必須の小山町の条件であろうと思います。

そこでお伺いします。まず、明倫地区の市街化区域の整備についてでございます。それで、その大事なことは、第1点目として取り上げたいのは、町長御存じのように、明倫地区は町道足柄三保線、県道小山沼津線、旧246です、これも道路が両端にあつて、真ん中は依然として農地あるいは空き地になっております。公図を見る限り、当然、家ができるような道路がありません。大体、昔で言う6尺道路とかその辺の道路で4メートル以上の道路というのはそれ以外のところには見当たりません。

そうすると、これから2点目、3点目で聞くものと関連しますけれども、あの三保線と県道の間へ明倫地区の背骨と思われる大事な道路を入れることが、地区の土地利用の発展につながるだろうと思います。あの現状、今、見てください。道路脇には宅地開発が進み、整備されております。

町長御存じのように、建築基準法では4メートル道路を入れても35メートル、交互に避難地を設けて行き交いできるようになって70メートルまでしか4メートル道路では建築することができません。現状では、今、開発しているのはそのとおりでございます。そうすると、その中にあつる土地、空き地そのものは未開発で、地権者も開発したくてもできない、もし道路を入れるときは6メートル以上の道路を入れないとならん。新しく造つた家を移転しなきゃならん。莫大な金がかかつて、個人の力では住宅地はできない。依然として空き地にしておくとか、そういうことになろうと思います。

そういうことで、町長は、まず大事なことは、町がしっかりした道路計画を持って、地域の地区の発展、振興策を講ずるべきじゃないかと私は思います。そのことについて、町長はこの道路問題についてどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

併せまして、もっと厄介なものが1つあります。それは都市計画街路、竹之下中島線でありま

す。私たちが通常申し上げている谷戸林、谷戸の裏にある阿多野との背景地でございますけれども、あの上に街路が通っている。菅沼の方の吉久保との所に、あそこに頭高坂という坂がありますけれども、あれを直接上がるには、道路構造令上、平面では無理だろうと。橋梁になるだろうと、今のままの計画でいくと。さらに厄介なのが、そのまま行って七曲を真直線に下るとということは基本的に無理で、天井橋を造って地上を道路が走るような形になってしまい、その道路にはまず不可能だろうと私は思います。

昭和46年、私たちもこの道路問題について、いろいろ県とも話をしております。しました。しかしながら、昭和46年に小山町がこの螺旋を引いてきたんだと。だから県は認めたと言って取りつく島も無く、今のままとなっております。

多分、町長のことですから、このことについてもきっとお話しされるとと思います。しかしながら、そのハードルは高いだろうなど。なかなか県はオーケーしない。なぜならば、小山町が引いたことでしょうか。県が引いたんじゃないんだという理由の一点張りであるんじゃないかと思えますけれども、この街路を処理しないと、この道路を合わせたときに、起終点との問題等もございますし、あるいは、原向中日向線との竹之下中島線との、要するに東名の足柄橋から吉久保へつなげる橋も造りたいと、そういうことを県に要望しております。私も過日、議長と一緒にこのことについて県にもお願いしたり何かしておりますことからして、なかなか難しいことだろうと思います。この竹之下中島線の路線についても、町長はどのように認識され、どのような形で解決していったらいいのかな、お考えがあったらお答え願いたいと思います。

次に、2点目でございます。先ほど申し上げましたドーナツ現象を起こしているこの土地を、明倫地区の発展、向上のために、何とか振興策を講じなきゃなりません。それには、道路計画をしっかりと、今度は、次は面整備でございます。もうあの地区を農業とかそういうことじゃなくて、宅地開発して、そしてかつてのにぎわいを持つ、かつて小山町が2番目に土地区画整理事業を行ったあの明倫地区でございます。大正時代にやったんです。もう一度夢を、にぎわいを戻す政策として、面整備を行ったらどうでしょうか。

この計画をしっかりと作って、多分、手法はいろいろあると思います。民間ディベロッパーを使っている手法あるいは区画整理事業である手法、あるいは町で単独で開発事業をやる手法、いろいろあると思いますけれども、基本はしっかりと町が面整備の計画を立てて、地域の皆さんとの御理解のもとにしっかりとしたものを立てて、これに強力な行政指導力を持って面整備に当たっていかないといけないんじゃないかなと私は思います。このことについて、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、都市計画税の導入でございます。私が言うまでもなく、当局の皆さんは御存じだと思います。都市計画税は目的税でございます。都市計画市街化区域の面整備、都市施設を使う、整備するときはこの目的税をもって、この事業の推進に当たるといのが都市計画税でございます。これを徴収していない、小山町ではこの事業を推進していないということは、町民の税の負担の

公平性を欠く、私はそう思います。

早く導入して、これらの事業に正々堂々と充てて、事業を推進していくことが必要欠くべからざる事項だろうと、私は思いますもので、その都市計画税の導入について、町長はどのようにお考えになられているかお伺いいたします。

次に、3点目でございます。私は、いろいろ町長とお話するときに、いろいろ感心することがございます。その中で、小山町にとって水は大事な資源である、これを大切にしていきたい、大事にしていきたい、乱開発も避けたい、そして企業誘致とか、そういったときには強力な武器として、小山町の武器として、これを振りかざして企業誘致をすれば、必ずしやいい企業が来るというふうにおっしゃられております。私もその考えに全く同然です、同じです。ぜひそうしていただきたいし、今回の三来構想でもそのことが如実に表れていることも事実でございます。

私が提案したいのは、この大事な資源をただ揚水、取水するだけでなく、目的を持って使用料を徴収したらいかがでしょうかということでございます。

私は今回の熊本地方の地震を見ていました。あの悲惨な状況の中、大変だな、災害に弱い小山町であって、全く意の通ずる行政の苦しみ、地域の皆様の悲しみ、苦しみもよく分かります。本当に大変だったと思います。

その中で、いろいろテレビとかラジオとか聞いている、新聞等を見ている中で、広域避難地がどうしても公共施設、学校等になりやすい。そうすると、特に学校、教育施設を広域避難地にしているところは、本来の目的である学校を開放する。ある程度おさまったら、いち早く子どもたちの心のケアのためにも学校、教育を開校させて、本来の目的達成の方へ行くと。先ほど誰かがおっしゃっていたように、いろいろな行政機関をした場合にも、行政機関の本来の仕事をしなきゃならん。そのときに、やはり避難者を置くことは困難である。

この明倫地区には公共施設が1か所もございません。明倫地区の皆さんの、先日も運動会のときに話を聞いたんですけども、いろいろ会議を催すときには、地域の公民館を利用して、輪番制に回って会議を行い、地域の一体感をそがないようにしていると、そういう努力をしているというふうにおっしゃっています。

どうか、この防災施設、医療、コミュニティ、そういった意味の公共施設を造ってほしいというのが、地域の最大の願いでございます。

併せて、面整備等々をやったときには、公共用地施設が生ずる、生まれてきます。それをどうか1か所にまとめて、都市公園とか児童公園とかを設定して、その中へ公共施設を一体的に利用していったらどうかと、いいじゃないかなと、そういう多目的に計画されたいかがかと。ぜひその公共施設についての考え方を町長にお伺いします。

以上、3点、お伺いします。よろしく願い申し上げます。

○議長（米山千晴君）　ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分　休憩

午後2時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

はじめに、私の政治姿勢についてのうち、明倫地区の市街化の整備についてであります。

まず、背骨となる道路計画についてであります。明倫地区においては県道沼津小山線と並行して明倫小学校から足柄方面へと通ずる町道足柄三保線があります。

一方、明倫小学校から小山消防署あたりの区域における農地については、宅地への転換を進めるべきとの町の考えがあり、平成26年度に改定した都市計画マスタープランでも、住宅系の土地利用の色づけをしています。

宅地化を図る上においては、道路をどこに通すのかが肝要となりますことから、足柄三保線につきましても、現道を拡幅するのではなく、宅地化を図る上での背骨となる道路に据えた上で、道路の概略設計を実施したところであります。

今後、この原案をもとに地元との協議を進めてまいります。

また、都市計画道路竹之下中島線につきましては、現在のところ、三菱マテリアル、現在のユニバーサル製缶と県道沼津小山線の間の高台を通る計画となっております。

しかしながら、地形的に斜面地が連続することや、竹之下中島線に接続する町道原向中日向線が当初計画とは異なる位置で整備されたことから、県道沼津小山線と交差する部分から国道246号中島インターまでの区間について廃止する、都市計画の変更案を静岡県に対し提示しております。現在の状況としましては、代替路線の設定等の課題があり、結論には至っておりませんが、引き続き静岡県と協議してまいりたいと考えているところであります。

次に面的整備の計画についてであります。地元からも宅地化を進めるべきとの意見をいただいておりますことから、できるだけ早い時期に市街化区域内農地の宅地への転換を図るべきと考えております。

宅地開発を実現する手法として、土地区画整理事業、民間による宅地開発のほか、町が直接取得して、宅地分譲する方法などが考えられます。

宅地開発の取り組みにつきましては、地元の方々や地権者の御意見を聞きながら、また、民間ディベロッパー等の参加の有無等を探りながら、先ほどの道路の計画に合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画税の制定はどのように考えているかについてであります。

議員御承知のとおり、都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるものとされており、県知事の認可または承認を受けて行う都市計画事業を実施する際の目的税とされております。

県内各自治体における導入状況を見ますと、都市計画区域を定めている32の自治体のうち、約75%に当たる24の自治体が既に都市計画税を導入しております。その内訳は、0.3%課税が15団体、0.2%課税が8団体、0.15%課税が1団体となっております。また、近隣市町の課税状況ではありますが、御殿場市、裾野市、清水町及び長泉町とも既に導入済みであり、0.2%で課税をしております。

町は平成27年10月に策定した人口ビジョンにおいて目指すべき2060年の目標人口を1万7,000人として定住促進事業に邁進しているところではありますが、これを達成するためには、全国的な人口減少の中、他の自治体との競争に打ち勝つ、魅力的な施策を実施しなければなりません。

このような中、産業の充実と雇用の場を創出すべく、内陸フロンティアを拓く取り組みを中心として、未来拠点事業を推進し、さらには2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、滞在型観光を促進する体制を整えているところであります。

しかしながら、真の定住人口の拡大と町のにぎわいを創出するためには、こうした市街化調整区域での取り組みと市街化区域における都市基盤の整備が車の両輪として並行的に進められるべきであり、未来拠点事業の進捗に伴い、市街化区域内での都市計画事業にも重点的に取り組むことが必須となってまいります。

かねてより梶議員が御指摘のとおり、これまでに実施した都市基盤整備事業には一般財源が充てられ、受益者負担の観点からも市街化区域での内外で税負担の不公平感があることも事実であります。

今後、加速度的に求められる都市計画事業の円滑な遂行のためにも、また、平成27年3月に改訂しました都市計画マスタープランに則った、町全体としてのトータルデザインを実現するためにも、都市計画税の導入は必要でありますので、町民の皆様の十分な御理解のもと、平成29年度からの導入に向け、着実に作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の建設についてであります。

現在、明倫地区においては、各区の公民館以外にはコミュニティ施設が無く、明倫地区の会合等に際しては、各区の公民館が持ち回りで使用されているのが実情であり、以前からコミュニティセンターが欲しいとの意見を聞いております。また、コミュニティ施設に併設した防災機能を備えた公園が欲しい等の意見もあります。

町としましても、宅地開発が具体化していく過程において、これら施設を公共施設として位置づけ、また、設置することを念頭に置いて取り組みをしてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長から御答弁申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 揚水に対する使用料徴収についてお答えいたします。

平成25、26年度に静岡県が県東部地域を対象に実施した地下水賦存量調査によれば、小山町域

を含むエリアの賦存量は非常に豊富で、町内の地下水にはまだまだ十分な余力があるという結果が出ております。

しかしながら、最近では気象変動に伴う水供給が不安定になってきていることや、専用水道による地下水利用の増加、外国資本による水源地の土地売買の増加など、新たな課題が出てきており、地下水を共通の財産として保全、適切に利用しようという動きが広がっております。

議員御質問の、揚水や取水に対する使用料徴収に関してであります。地下水の権利は民法上、土地所有者の所有権に付随することとなっております。使用料とは、行政財産の使用または公の施設の使用への対価として徴収されるものでありますので、地下水はこれにそぐわないと考えております。また、県内で地下水の取水量等に応じて何らかの料金を徴収している自治体は、現在ありません。

一方、他県の状況を調べますと、神奈川県秦野市で地下水利用協力金という形で、地下水利用事業者から協力金を徴収しております。この徴収金の使途ですが、水源涵養機能を更に高めるための森林づくり事業や、地下水位等を観測し、将来の地下水流動予測の構築を行う地下水モニタリング事業といった地下水の保全と活用を主な目的とした事業に使われているそうです。

小山町にとって、豊富で良質な地下水資源は、非常に貴重な財産であり、企業誘致の面において、町の最大の魅力であります。と同時に、この素晴らしい資源を将来にわたって大切に受け継いでいくためにも、引き続き町内の地下水需要を正確に把握するとともに、地下水の湧水の状態を慎重に見きわめていきたいと考えております。

そして、今後の地下水利用方針等について、議員御質問の金銭的な負担や地震対策事業への充當、時限立法での運用も含めて、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○8番（梶 繁美君） ただいま町長並びに課長からは、積極的な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。町長の政治理念である、スピード感を持って、この行政に当たると、信念をかたく信じ、御期待申し上げますもので、よろしく願い申し上げます。

1点だけ、さらにお聞きしたいと思います。

これら回答を全部いただきました中で、私は先ほども明倫地区の公共事業を道路、あるいはいろいろ児童公園とか都市公園とか、多目的施設を造るには、用地が必ず生んできます。先ほどもちょっと申し上げた、地図上を見ると、それぞれ開発行為とか土地利用の中で総合帰属という問題がありますけれども、余りにも公共用地が少ないと、町が持ち出さなければならない。

現在、見るときに、そういった農地とか空き地、そういうものを町が積極的に買い求めておいて、それらの事業のときに充てると、そういうことが更にこの事業を進めていくときに有効な手段となるんじゃないのかなと、私は思います。

町長、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

公共用地の先行取得につきましては、今、梶議員おっしゃるとおり、全くそのとおりだと思います。いろいろ地権者、地主さん等と情報を集める中で、先行取得ができるような状況にあるところについては検討していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 小山町農業の6次産業化について質問いたします。

小山町の基幹産業である農業は、町政要覧にもあるように、第一次産業の農業就労人口は昭和60年、657名、構成比5.1%でありましたが、平成22年は408名、構成比3.6%と減少し、高齢化と就労人口減が急速に進んでおります。

また総務省統計局小売物価統計調査の米価年次推計から現在の価値に換算した米5キロ当たりの米価は、昭和25年は1万1,824円、平成元年2,341円、平成23年は1,668円で、実に昭和25年の14.1%になっており、全体的にこの現象は更に進んでおります。そのため、農業収入の低下や就労人口減により、今後の基幹産業としての役割を維持していくことは非常に難しい状況にあると実感しております。

小山町の特産品である、ごてんばコシヒカリ、峰の雪もち、水かけ菜等のうち、特に水かけ菜はこの傾向が強く、本年も水かけ菜の一大産地である阿多野の水かけ菜での減産は顕著であります。

小山町は富士山のある自然豊かな町であることが、インバウンドを含めた観光客が来てみたい町であり続ける必要条件でもあります。

そのためにも、今後の農業も守り育てていくためにも、国の推し進める農業の6次産業化、地産地消を図って農業を活性化していく必要があります。

水かけ菜は期間限定の漬物として有名ですが、例えば細胞を壊さず冷凍・解凍でき、冷凍しても生と変わらない刺身を食することができるようなCAS冷凍、セルアライブシステム冷凍技術の実用化により、年間を通したおいしい漬物が提供できるようになりました。また、漬物だけでなく、パウダー化の取り組みにより、もちやスイーツの着色剤としての利用も考えられております。

さらに例といたしまして、6次産業化の例といたしまして、沖縄今帰仁での取り組み事例では、伝統野菜の花摘みバスツアーを事業化した町の活性化を図っているところもございます。

また、地産地消を進めて、町民と一緒に町や農業の活性化に取り組んでいる地域もたくさんあります。特に影響力の大きい学校給食の地産地消に今以上に取り組んでいく必要があります。

学校給食の地産地消では、国の米飯給食の実施状況は平成16年、週2.9回でありましたが、平成25年度は週3.3回となって、更に増加傾向にあります。

今後、小山町の農業が生き延び、小山町の活性のためにも農業の6次産業化は必要と考えております。

そこで当局に、以下4点伺います。

まず1点目は、小山町農業の6次産業化の取り組み状況、今後の予定についてであります。

2点目は、CAS等の新技術の活用の検討についてであります。

次に3点目は、関係機関等の6次産業の協力体制についてであります。

最後、4点目は、学校での小山町産コシヒカリの米飯給食回数を増やすことについてであります。

以上4点について、回答をよろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） はじめに、小山町農業の6次産業化についてのうち、6次産業化の取り組み状況と今後の予定についてであります。

農業の6次産業化は、農産物の付加価値やブランド力を高め、農業者の所得向上と経営安定につながる、大変有効な取り組みであります。

町内の農業者は経営規模が小さく、単独では生産量が限られることから、農産物の加工を行う農業者をネットワーク化することにより、取扱量や加工品の種類を増やすなど、新たな価値を付加し、販売ルートを広げていくことが効果的であります。

また、消費者ニーズを捉えた魅力ある農産加工品を開発することも重要であります。

そのことから、昨年度においては、生産者や事業者等に広く呼びかけ、関係者のネットワーク化や消費者ニーズを模索すべく、農のミーティングを計3回開催いたしております。

1回目は、町内若手農家の夢や抱負、2回目では実際に地元食材の試食を行い、食材の魅力や商品化の可能性を、3回目では販売やPR方法をテーマに専門家を交えて開催しており、幅広い意見を聞くことができ、とても参考になったと、6次産業化を検討している農業者や消費者の皆様にご好評でありました。

6次産業化を進めるには、農作物の安定的な供給があってこそありますので、活力ある農業を振興するとともに、今後も引き続き農業者と消費者の意見交換の場や、6次産業化サポートセンター等の活用などを進め、農業者の6次産業化を支援してまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 次に、CAS等の新技術の活用についてであります。

CASとはセルアライブシステムのことで、凍結しても細胞は破壊されず、解凍後も鮮度が生き生きとよみがえることから名づけられ、従来の凍結技術では損なわれていた食材の鮮度、食感、旨味、色味などを保持することができる技術です。

町の特産品である水かけ菜の漬物については、期間限定であり、冷凍での販売は品質の保持が課題でありました。また、ワサビについては、収穫されてから日がたつにつれて、香りや辛みが

失われることから、長期保存ができませんでした。

議員御指摘のとおり、CASなどの新技術を活用することは、年間を通じた一番おいしい時期の食材の提供により、販売機会の増加や旬の食材を組み合わせた新しい商品開発の可能性が考えられます。

そのため、農村活性化センターふじあざみを6次産業化の拠点となるよう取り組んでいる、指定管理者の株式会社ふじおやまや、町の農業者、商工会、観光協会等からなる農商工連携協議会と連携を図り、研究を進めてまいります。

次に、関係機関等の6次産業の協力体制であります。

今まで述べてきたとおり、6次産業化を進めるためには、1次産業の担い手である町の農業者と2次、3次事業者である食品事業者、流通業者など多様な事業者がネットワークを構築し、新商品の開発や販路開拓の取り組み、加工施設の整備等が必要となります。

このためには、6次産業化サポートセンターを活用しながら、農業者と多様な事業者が連携できる仕組みづくりを進め、消費者ニーズの把握に努めるなど、町の農業の6次産業化の取り組みを進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷 弘議員にお答えします。

学校での小山町産コシヒカリの米飯給食回数を増やすことについてであります。

米飯給食は、伝統的な食生活の根本である米飯に関する望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深める教育的意義を持つものであると承知しております。

現在、小・中学校の給食は週3回、米飯給食を行っていますが、これには認定農業者協議会、生産者の皆様の御協力をいただき実施しているところです。

パンは業者から直接搬入しておりますが、米飯給食は自校給食室で炊飯し、各教室別に食缶に配分しております。そのため、米飯は、調理、片づけなどに多くの手間と時間がかかるため、毎週パンの日に給食設備の清掃等、時間をかけて給食室の維持管理を行っている現状があります。

安全、安心でおいしい給食を提供することを考えると、現在の給食員数や勤務体系、勤務時間で米飯給食の回数を増やすには、対応が難しい状況にあります。

今後、給食員の勤務時間の変更、給食員の雇用確保等を考え、米飯の回数を増やす方向で検討していきます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） それでは、再質問をいたします。農商工連絡協議会等と連携していくとの回答もありましたが、従来から連携も進めてきていると思います。

また、国や県では6次産業化のために六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画等の作成も推進しているところがございます。また、そのための各種支援策もあります。いろいろな取り組み事例も紹介し、地域活性を図ろうとしているのが現状でございます。

再質問は4点させていただきます。

まず1点目、小山町が主体となり、総合化事業計画の作成やその支援策を受けていくお考えがあるのかどうか。

2番目、例えば、東部農林事務所やJA等の関係者等のより広域的な部門と連携し、より6次産業化の取り組みを広げていくお考えがあるのか。

3つ目として、先ほど事例で紹介しましたが、伝統野菜の花摘みバスツアー等の紹介をいたしました。小山町もこのような事例を使用しながら、観光とタイアップしていくようなお考えがあるのかどうか。

4点目といたしまして、農産物の安定供給の必要性は認識しておりますが、期間限定の農産物はたくさんあります。貯蔵し、安定供給していくためにCAS等を利用していく必要もあります。安定供給のためにも、CASのような技術を積極的に取り入れていくお考えがあるのかどうか、再度伺います。

以上、4点、再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 池谷 弘議員の再質問にお答えします。

はじめに、総合化事業計画の作成や支援についてであります。議員御指摘の総合化事業につきましては、農林漁業者が農林水産物等の生産及びその加工、または販売を一体的に行う事業活動のことを言い、その事業活動の計画が、総合化事業計画であります。

総合化事業計画は、農林漁業者等が申請、認定を受ける計画であり、町が主体となって作成する計画ではありません。町としましては、総合事業計画の策定を考えている農業事業者等に対して支援をする考えであります。

なお、町内におきましては、金太郎トマトを利用したアイスシャーベットの商品開発について、平成25年度に事業認定されている実績がございます。

次に、広域的な関係機関との連携についてであります。専門家の派遣と、県のサポートセンター等を活用し、幅広く関係機関と連携することが必要と考えております。今後も農業者等幅広い関係者との連携を図り、販路拡大や商品開発などに対して、県のサポートセンターを活用しながら支援を行い、農業の6次産業化が効率的に進むよう取り組んでまいります。

次に、観光とタイアップしていくような考えはあるかについてであります。議員から事例紹介いただきましたバスツアーのように、6次産業化には観光との連携も含まれると考えておりますので、これを含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、農産物の安定供給のための技術導入についてであります。CAS冷凍のように、瞬間冷

凍保存による年間を通じた農産物の安定的供給は、一つの方法であると考えております。コストや需要などの課題もあるため、これらを勘案して検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 通告した2件について質問させていただきます。

最初に、町における宅地造成事業用地の取得について。これは、3月議会において議決されました用沢わさび平の土地取得についてであります。

2件目は、町の職員の異動についてであります。

質問とは異なりますが、さて、私たち議員は、ここに立って何をなすべきでしょうか。答えは町民による町民のための町民の政治であります。それを行うのは十分な完成度を目指し、努力していくことが望まれるし、その上で税の使い方、使われ方など、しっかりチェックし、更に高い完成されたものを町民にお出しするのが、私たちの役目だと考えております。いかがでしょうか。

それぞれの中で、しっかりと公正で公平な運営をなされているか、チェックすることも町民の信頼を勝ち取る方法であります。政治は常に町民のそばにあってこそでありますし、決して離してはなりません。そういう気持ちを持って、私はここに臨んでおります。

さて、本題に入ります。わさび平土地取得について、この土地を取得するに至った経緯について、詳しく教えてください。

さらに、当該の土地は私権すなわち担保付物件であります。改めてお伺いします。用沢の何番地の土地を買うのか、面積、さらにその債務残高について教えられることがあったら教えてください。

次に件名ハの質問として、このような私権付物件を取得した例があるのか。あれば、何年頃で、場所、目的、面積などを教えてください。また、取得の方法も教えてください。

ニの質問に入ります。町には公有財産管理規則があります。18条には評定調書作成が義務づけられております。すなわちこの条においては、当該地の市場価格、基礎を明らかにするものを作成しなければならないとあります。私はこの条項ができた由来は、市場価格の破壊につながってはならない、常に町の品位を保つことも含まれている規則だと解釈していますが、どうでしょうか。

また、19条は、取得前の処置について書かれております。この文の文言には、あらかじめ当該地の必要な調査をし、私権の設定または特殊の義務があるときは所有者または当該権利者をしてこれを消滅させ、またこれに関し必要な措置をとらなければならないとあります。

あらかじめとはどのように町は解釈しているのでしょうか。

現在、この件については抵当権抹消には議決が担保であります。議会、すなわち町民の代理人

が担保であります。いわば町民が担保になっている。この物件の担保を外すということ、それにおいて、この物件の担保を外すということになっています。このようなことは、決してあってはならないことだと私は思っています。

安心と安全を提供することが、私たちの役目です。いかなる目的を持ってこのようになったでしょうか。明解な回答をお願いいたします。

次に、第三者、すなわち権威ある第三者の意見がないということについて質問いたします。規則18条には、評定調書の作成が義務づけられております。旧労働金庫跡地の取得、用沢公民館上の土地取得、またわさび平のマツダの土地取得の際にも不動産鑑定士などを入れておりません。どのような理由かお答えください。

さらにまた、どのような場合においても不動産取引の際に行われる重要事項の説明がありません。当該物件にも当局からは担保付であるという説明がなされませんでした。

旧労働金庫跡地にも建物があります。また、その物件にはアスベストが入っていることさえ教えられていません。町は、俗に言う臭い物に蓋をするという隠蔽する体質があるのではないのでしょうか。この件についての回答もお願いいたします。

質問箇条書きのトの質問に入ります。この物件は、いわゆる抵当権が二重になされております。第1担保が抹消されなければ、この土地を取得するに至りません。ということは、第三者の利益供与をすることにもなります。法にも抵触するおそれがあります。どのようにお考えになっているのかお答えください。

箇条書きチの質問に入ります。公共団体等に土地を売買するときには、税の優遇があります。この件については、どのくらいの税の優遇があるのか教えてください。

リの質問として、当該地の付近に優良田園住宅建設反対の旗が、今、立っております。付近住民、すなわち隣地の住民とは用地変更などのときにどのような説明がされ、どのような理解が得られているのでしょうか。また、どのような行為が行われたのか、お答えください。

当該土地所有会社は不動産業者であります。規制緩和は町独自で行ったものとは考えにくいものがあります。当然、双方が合意をしてのことだと考えるのが自然です。何ゆえにここまで手を差し伸べる必要があるのでしょうか。町民の誰もが不自然だと感じております。

町民が政治から離れていくことは否めません。政治は町民全体のものであります。そのことを言い添えて、1番目の質問を終わります。

さて、2番目の質問に入ります。2番目は町職員の人事異動についてでございます。

政治にはどんなささいなことであっても説明責任を負っているものと私は考えています。この観点から、次の質問をさせていただきます。

質問内容は、町職員の人事異動の件であります。3月の人事異動には職員はもとより私たち町民も大きな関心を寄せております。とりもなおさず、そのことが施策の実行に大きくかかわってくるからであります。住民のサービスはいかになるのか、また、町の発展はいかなるものになる

のかであります。

しかしながら、そうした中においても、町の発展にスムーズに結びつくとは考えられないという疑問が、私には感じられる点もあります。本日はこの点につき、この疑問について質問させていただきます。

今回の人事異動の目的、目指すものは何でしょうか。また、今回、商工会、観光協会、株式会社ふじおやま等の民間会社へも職員が派遣されています。その意図は、それらの職員の責務は、すなわち役割はどのようなもののでしょうか、教えてください。

さらに、道の駅「ふじおやま」、農村活性化センターは指定管理者になっております。あえてそこに職員を送るようなことは、どのような考えがあつてのことでしょうか、お答えください。これら派遣職員の給料はどのようになっているのでしょうか。休暇なども含めて教えてください。

余談となりますが、第9次小山町行政改革大綱には、職員の資質向上と題し、その中には人材育成とあります。それには、小山町職員の人材育成の基本方針に基づき、自己啓発や職場内の研修推進をするとともに、国、県、民間との人事交流を積極的に、人材育成を図るとあります。商工会への派遣された職員は、任期があと1年です。これらの方々の培ったノウハウはどこで活かされるのでしょうか。

さらに突き詰めますと、これらには今まで退職職員や民間人の登用が以前からの習慣でした。今回の一連の派遣により、多くの方々の職場を奪っているような感じさえ受けます。

内陸フロンティアの構想のうたい文句に、職場を与え、住むところを与えると当局は声高に語っておりますが、二律背反したような、実際のこうした職員の派遣には、大きな矛盾を感じます。さらには、不安さえ覚えます。

以上で質問を終わります。

（「議長、ちょっと休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩をいたします。

午後3時01分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（米山千晴君） ただいまより会議を開始いたします。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 菌田議員にお答えをいたします。

はじめに、町職員人事異動についてのうち、人事異動の目的または基本的考え方ではありますが、人事異動は職員をさまざまな部署に配属し、実務を担当しながら経験を積み、能力向上を促すために行うものと考えております。

職員研修と同様に職員の能力及び資質の向上を期待でき、職員は複数の部署を経験することにより、実績を積み、成長し、将来管理職や幹部職員として組織を運営し、目標を達成することで

住民生活の向上に資すると考えております。

今回の人事異動の基本方針ですが、職員にはさまざまな部門における専門性、新たな課題に取り組む想像力、さまざまな状況に的確に対応できる柔軟性等が求められております。

このような中、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等に掲げた施策を実現するため、職員の力量や対応力を高め、組織の質及び組織の力の向上を図る必要があります。こうした観点を基本として、職員一人一人の能力を最大限発揮できるよう、適材適所の人事配置を目指しました。

次に、民間会社への職員を派遣した意図と、派遣職員の役割についてであります。議員御質問の民間企業等については、3者からそれぞれ職員を派遣してほしいという強い要請を受けておりました。3者はいずれも町と共働して事業を進めることにより、町民生活の向上を目指す団体であり、地方創生の立場からも町と民間企業等とが共同歩調を取り、密接に関連性を保ちながら事業推進することが不可欠と考え、職員を実務研修として派遣しました。

この職員派遣により、それぞれの団体が持つ機能が強化され、町と連携し、町の施策及び派遣先の団体の目的も実現できるものと考えております。

職員の派遣先での役割は、観光協会では町との連携により、観光振興計画を強力に推進すること、商工会では商工観光行政及びまちづくり事業の調整と推進、株式会社ふじおやまでは農商工連携により道の駅「ふじおやま」隣接の農村活性化センターを小山町の農業の6次産業化の拠点とすることを担当しております。

また、派遣された職員は、それぞれの派遣先で職務を通してさまざまな実務研修を行うとともに、人的交流を重ね、派遣先の事務員等に対する指導を通じて、職員としての資質向上が図られ、町に戻りましても有用な人材となるものと考えております。

次に、指定管理者である株式会社ふじおやまに職員を派遣した考えについてであります。指定管理者制度は、町が直営管理していた公の施設について、民間の持つ運営実績、効率的な運営手法等を投入することにより、効率的に施設を管理運営し、利用者の利便性を向上させると考えております。

今回、農村活性化センターを農業の6次産業化の拠点とするため、指定管理者自身も事業を推進いたしますが、町の職員を派遣し、町と指定管理者が一体となって事業を進めることにより、迅速で効果的な事業推進が図られるものと考えております。

次に、派遣職員の給料、休暇についてであります。

派遣職員についても、町の職員の身分を保持しておりますので、町の条例等に基づき、町が給料を負担しております。また、休暇に関しても町の規程により取得することとしております。

以上であります。その他の質問につきましては、担当課長から御答弁申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 町における宅地造成事業用地の取得についてお答えしま

す。

まず、町が宅地分譲事業を展開する最大の目的は、人口減少問題を解決するための最も直接的で効果的な手段であると考えているからであります。そのことは昨年度の人口減少が、従来から半減したことからも明らかであります。

また、昨年10月に策定いたしました小山町人口ビジョンに基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に住環境整備により移住・定住を促すことも明記されるとともに、小山町第4次総合計画後期基本計画に基づき、宅地造成事業特別会計で宅地分譲事業を展開しています。

わさび平の用地取得については、優良田園住宅の建設に関する基本方針の策定を進めている中で、株式会社マツダ様からの用地提供が見込めるとの情報提供があったことから、今回取得する土地を含めて優良田園住宅の建設を計画することとなった経緯がございます。

次に、用地取得予定地の概要であります。現在、用地取得の仮契約に向けて鋭意調整中のため、個別具体的な事柄については申し上げられませんが、用地取得について仮契約を締結し、用地取得について議会に議案として提出する際に詳細を御説明させていただく予定でございます。

また、過去の私権付物件を取得した事例については、平成13年に道の駅「ふじおやま」の用地取得の際に、抵当権付の用地買収の事例がございます。

小山町公有財産管理規則第18条の評価調書の作成規程は、当該財産の売買並びに賃貸借が市場価格と大きく乖離することにより著しく町益を損なうことを防止することが目的であると解しております。

次に、同規則第19条の取得前の措置の規定、とりわけ第1項については、完全なる所有権を担保するため、抵当権・質権・譲渡担保等のいわゆる担保物件のみならず、担保物件以外の物件すなわち地上権・地役権等の物件等の完全なる所有権を阻害するおそれのある権利関係を消滅させることもしくは引き継ぐことをもって、完全なる所有権が全うできるための措置を講ずることが可能か否かの調査をすると解しております。

評価調書の作成に当たっては、不動産鑑定士を入れた評価調書が作成されていない理由についてであります。一般に鑑定評価を入れて用地取得する案件は、公共事業の用地取得に当たり、用地のご提供者にその償い補償をする対価として限りなく実勢価格での補償をする際に行うものであります。

他方、宅地造成事業で用地を取得し、宅地造成し、分譲販売していく案件につきましては、最終の販売価格から宅地造成事業費を差し引くことにより、ブレークン・イーブンポイント、すなわち損益分岐点が明らかになることから、おのずと用地取得原価のターゲット・ゾーンを導くことが可能であることから、用地取得の素地価格の算出に当たっては不動産鑑定を入れていません。

次に、二重担保についてであります。現在、用地取得に向けて鋭意調整中のため、個別具体的な事柄についてはここでお答えしかねますが、一般論で申し上げますと、完全なる所有権を阻害するおそれのある担保物件を抹消することが大切なことであり、それ以上でもそれ以下でもな

いと思っております。

宅地造成事業特別会計で取得する用地につきましては、租税特別措置法の特例措置1,500万円控除の適用がなされます。

私からは以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 町における宅地造成事業用地の取得についてのうち、住宅建設反対の旗の対処についてであります。

町では、「内陸のフロンティアを拓く取組」において、自然環境と調和したゆとりある住宅用地の確保が課題となっていることから、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、農山村地域や都市近郊など良好な自然環境を形成している地域に、一戸建て住宅の建築を可能にいくため、小山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を策定したところであります。

このことにつきましては、これまで適時議会に対しましても協議、報告をさせていただいているところであります。

住宅建設に反対の意思を示す旗を掲げた当事者に対しては、これまで何度か直接お会いし、説明をしてきたところでありますが、これからも対話を継続しながら、御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

付近住民とのコンセンサスはとれているのかでありますが、基本方針については地元の区に相談をさせていただいており、今後、事業化に際し具体的な話ができる段階において、説明をさせていただくということで御了解をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

まず、町長さんの意志、意欲、大変に強いものを感じました。しかし、行政は法令、条例、規則などによって運営されています。今回の派遣についてお伺いします。

今回の派遣は、法令、条例、どのようなものが適用されたのでしょうか、お答えください。そもそも公益法人等への一般職地方公務員の派遣等に関する法律というものがあります。その第2条には、派遣可能な対象団体、これには医療法人、学校法人、社会福祉法人等が挙げられています。小山町の条例には、商工会が含まれております。

町長の答弁には、派遣職員の給料は町から支給されているとありました。しかし、この法6条においては、自治体からの給与を支給しないのが原則であります。どのような条例に則っているのでしょうか、お答えください。

また、これは重要なことですが、社長あるいは関係団体より強い要請がありましたと答弁がありました。これらの会社とはどのような協定、あるいは契約書が交わされておるのでしょうか。また、交わされていないとしたら、どのような理由かもお答えください。

道の駅「ふじおやま」について派遣されていることについて質問します。株式会社ふじおやまについて、これは人・物・金、また、金銭の徴収において十分に足りている、十分に賄えるということでもって、我々は指定しました。その派遣は、今大きく否定されています。指定管理の意義がどこにあるか、どのような認識を持っているのか、お答えください。

さらに、もう一つの団体も営利企業です。町の営利企業への従事等に関する許可基準を定める規則があります。公務員が公益に関する業務へ従事する精神からすると、極めて限定されます。昭和61年8月6日付において、規則第8号によれば、その2条に職務に遂行の支障がないこととあります。現状には、そこに籍を置いております。第3条には、職員との間に特別な利害関係、その発生のおそれがないこととあります。当然、今は利害関係が生じています。御答弁をお願いします。これらにおいて財政出動することは、税の違法支出に当たると私は感じておりますが、その認識があるのでしょうか、御答弁願います。

また、答弁の中に、休業について、町の規程にとありました。通常どおりの町の様子だと、土曜、日曜、祭日は休暇であります。この派遣の職員もそうであるのでしょうか。道の駅などは忙しいときに当たります。いかがのようなのか、御答弁願います。

さらに宅地取得について質問いたします。反対住民へは数回行っていると言いました。いつ頃行ったのか。また、区にはいつ、都市整備課長さんは出向いて行ったのか。このことについてもお答え願います。

まず、18条の評定調書の作成についてであります。どのような資格の方が作成したのか。また、土地取得に至る経緯が明白ではありません。財政の逼迫した今日、どこまで市場を調査されているのか、すなわちどれだけ市場にこの土地を購入するに対する需要感があるのか。現在のこのような土地について、町へ何件ぐらいの問い合わせがあるのかお答えください。そうした人口増に対する明確な見通しが出されていない、そうしたことも含めて、この18条調査はあるべきではないのでしょうか。

19条について質問します。この物件は、議会の議決が購入のための担保になっております。本来あり得ない方法であります。19条の文言に、さっき課長からる説明されましたが、あらかじめとあります。このあらかじめとは、どの時までを指すのか。どの時点で消滅しなきゃならないか。これについてもお聞きします。

また、これは先ほども申したとおり、二重担保であります。これらが購入できるには、法的根拠に誤りはありませんか。御殿場市の土地は購入するのに何ら町とは関係がありません。担保の中には、これらも含まれております。このことについてもお答え願います。

以上。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藪田議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

商工会に派遣している職員であります。これは、藪田議員も今申しておりましたとおり、公

益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございまして、町におきましては、小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、条例が作ってございます。この条例にのっとって派遣をいたしております、協定も結んでおります。

あと、職員の給与の問題であります、この派遣法の第6条第1項では、派遣職員には給与を支給しないとされておりますが、例外として、第2項において、派遣先団体で行う業務が、地方公共団体の委託を受けて行う業務、協働で行う業務、事務もしくは事業を補完し、また支援すると認められる業務で、地方公共団体の業務もしくは事業の効率的、効果的な実施が認められる場合においては給与を支給できると、こういう規定がございまして、この規定で給与を支給しております。

次に、民間企業へお二方派遣しておりますが、これにつきましては、小山町と民間企業等との間の人事交流に関する要綱ができております。この目的であります、民間企業での実務を経験させることを通じて、効率的、かつ機動的な業務遂行の手法や町政の課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図ることと、こういうことが目的の一つとなっております。また、給料面でございますが、交流研修職員の給与ということで、交流職員の給与は、本町の関係規程を適用して本町が支給するものとする。交流研修職員の昇格及び昇給は本町において発令するものとする。交流研修員の扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等の取り扱いについては、第1項の規程に準ずるものとする。交流職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、本町の関係規程を適用して、研修先企業が負担をすると、こういうこととございます。

また、交流研修員が研修先企業の職務のために出張する場合は、旅費、研修先企業の費用は、研修先企業の関係規程を適用して、研修先企業が負担支給をすると、こういうことになっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 藪田議員の再質問にお答えします。

反対の意思を示す旗を上げた住民、すなわち反対住民というふうに解しておりますけれども、これは事業者であります。この方につきましては、昨年、27年12月に役場本庁におきまして、それから今年に入りまして28年1月、先方の本社、これは東京になりますけれども、出向きまして、それから2月には別件の説明会の席においてお会いして話をさせていただいております。それから、ちなみということになります、10数回にわたり電話でやりとりをさせていただいております。

また、区に対しましては、3月中に役場本庁で話をさせていただいた経緯があります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

〇おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 菌田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず18条の評定調整に関する御質問ですが、先ほども述べましたように、評価調書の作成規程は、当該財産の売買並びに賃貸借が市場価格と大きく乖離することにより、著しく町益を損なうことを防止することを目的としているものでございます。

その上で、要は不動産鑑定を入れない理由についてだと思っておりますが、多分菌田議員御存じだと思っておりますけど、過去にバブルのときだとかそれ以前、土地の価格、不動産の価格というのは七色の価格だとか、あるいは一物三価なのかといういろいろな価格があるようなことを言われていました。

そうした中で、平成6年だったと記憶しておりますが、公的土地評価の一元化ということで、当時国土庁で取りまとめた、いわゆる公的土地評価の目安というものがございまして、一番土地の評価の基本となるものは、国が示す公示価格。その公示価格は小山町にも何点か標準のポイントがございます。当然、それだけでは町といいますか公的土地評価のポイントの数が少ないということで、それを補完する意味で県の調査価格というポイントがございます。さらには小山町の固定資産税における標準値のポイントがございまして、それが小山町内に相当数の標準ポイントがございますし、従いまして、そういう点と点を線で結んで面的になった、いわゆる小山町の法的な評価額というものは、小山町役場で把握できるということでございます。

あと、宅地造成事業で一番重要なのは、その造成費に幾らかかるかと、それについても道路の平米単価だとか、擁壁の平米単価だとか、いわゆる単価とか、そういったものを含めて、大体この土地についての概算の工事費を算出させていただきます。そこからいわゆる公示価格ベースからの売り出し価格と宅地造成事業の経費を引いたところが、いわゆるブレイクイーブンポイントとなって、それ以下であれば事業が成り立つということから、鑑定評価は入れておりません。

わさび平の需要について、これもいい質問だと思います。直近で、今現在、4棟同時着工で家が建っております。そして、もう1件、今年に入って土地の売買も成立し、もう間近ですが、あともう1件の土地売買が成立するというところで、非常にわさび平における若い人が流入してきている状況は顕著になっております。

そうしたことも含めて、市場価格と造成経費を引いたところによって、小山町の今回土地取得の坪単価、平米単価を算出しております。

次に、19条の「あらかじめ」という御質問だと思っておりますけれども、19条のこの「あらかじめ」というのは、これは多分私が解釈しているところは、事業の目的に要する土地を取得しようとする決定がなされたときから、本件に関しては議会の議決が必要になりますので、仮契約を締結して議事に議案として提出するまでの間を「あらかじめ」というふうに思っております。

ただ、この19条の規定というのは、一般的には地方自治法の財産の取得から処分までの間の管理規程を定めているものですが、19条の寄って立つところは民法の、多分契約総論に基づいたところから来ておりまして、契約のあり方、契約の進め方についてを具体的にあらわしたものであ

るということから、議会の議決が承認いただいた後の契約の締結が全うされるまでの間、所管課の活用はその義務を負っているというふうに解しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再々質問に当たるかどうか、ちょっと分かりませんが、この土地取得をそのまま行うという、私はこの件について法律の専門家3名に伺ってまいりました。それぞれべつの地域にいる方々です。伺いますと、たとえこれが同時抹消の方法をしても、第三者利益に当たるということで刑法にひっかかるよと注意されましたけれども、その点について御存じでしょうか。

○町長（込山正秀君） 再々質問にお答えをいたしたいと思います。

大変御忠告ありがとうございます。この件につきましては、今、課長が答弁したとおり、間違いなく実行できると、このように思っておりますので、進めさせていただきます。

○5番（藺田豊造君） 終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月16日木曜日 午前10時開議

議案第44号から議案第49号までの6議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

さらに議員の派遣についての採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後4時13分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	高	畑	博	行
署	名	議	員	藺	田	豊	造

平成28年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成28年6月16日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 藺田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 4番 高畑 博行君 5番 藺田 豊造君

閉 会 午前10時48分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定について
- 日程第2 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第46号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書
- 追加日程第2 選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定について

日程第2 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第46号 町道路線の変更について

日程第4 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第44号から日程第6 議案第49号までの議案6件を一括議題といたします。

それでは、6月2日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、6月2日、総務建設委員会に付託されました、当局提案の4議案の審議の経過と結果について御報告いたします。

6月9日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から委員5名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定についてを報告いたします。

委員から、この条例の名称にしたのは、どのような趣旨か。との質疑に。

足柄駅周辺を整備することは、今後、足柄地区及び町の発展にとって大変重要であると考えています。町は駅の待合を兼ねた交流機能を有する複合交流施設の建設等を計画しています。そこで、足柄駅周辺の整備を行う事業の経費に充てるため、本基金条例を制定させていただくものがあります。との答弁がありました。

委員から、条例名について、条例の趣旨からして、足柄駅及び足柄駅周辺整備事業などすべきではないか。との質疑に。

足柄駅単体というよりも、足柄駅を含めた周辺エリアとして整備するため、この名称としました。との答弁がありました。

委員から、この基金は、寄附金を集める際にも活用すると思う。足柄に寄附をしたいという人に対して分かりやすい条例の名称にした方が良いのでは。との質疑に。

足柄地域は駅周辺だけでなく、スマートインター予定地の桑木地区、労金跡地など、いろいろと整備をする対象地があります。条例の制定は、足柄地区に所在する企業等からの寄附の受け皿を作るのが目的であり、基金の整備対象は足柄駅を中心とした足柄地域全体であると考えております。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、北郷支所の修繕費について、財源は寄附金であるが、修繕という性質上、なぜ当初予算で計上しなかったのか。との質疑に。

修繕の内容は、北郷支所1階トイレの旧式の和式便器を今回洋式化するものです。以前から使い勝手が悪いとの指摘を受けており、5月末に一般社団法人綱山五徳会様の総会の際に要望し、承認されたため、補正で対応するものです。便器をそのまま取りつけるものであり、備品的な要素が多いが、取りつけという内容上、修繕として計上したものです。との答弁がありました。

委員から、結婚新生活支援事業費は、県の全額補助事業なのか。また、どのような事業内容か。との質疑に。

この補助金は、国庫補助金であり、4分の3を国庫補助金として、残り4分の1の45万円を町が負担するものであり、仕組みは県を通して間接補助となっております。内容については、低所得者の増加に伴い、所得が低いことを理由に結婚ができないとの要因が多いことから、300万円未満の低所得者へ結婚にかかる新居あるいは引っ越し代等の費用に対して18万円を上限に補助するものです。との答弁がありました。

委員から、公共用地測量登記事業費、須走高原会町道用地処理とはどのような内容か。また、当初予算に計上できなかった理由は何か。との質疑に。

須走高原会の道路は平成24年3月議会において町道4198号線ほか8路線の町道認定をしているが、その後、その土地の寄附移管を行うため、用地交渉と移転事務を行ってまいりました。対象となる用地182筆のうち147筆が所有権移転されており、移転事務は残り35筆の処理を進めることとなります。また、当初予算編成時においては、対象者の問題整理ができておらず、その後、相手先の事情や条件等が整理できたことから、司法書士・行政書士への委託料として補正予算を計上したものです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設委員会に付託された当局提案の4議案の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、御殿場線足柄・御殿場間30k18m付近町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事の現地視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、6月2日、文教厚生委員会に付託されました3議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

6月10日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、条例の一部改正はどのような内容となるのか。との質疑に。

建築基準法の防火・避難に関する規制が改正されたことに伴い、本条例を改正したものです。今回、非常用進入口を設置していない建物等を対象とし、拡大するもので、これまでは付室に窓あるいは排煙設備が必要だったものが必要なくなりました。現在、町内の施設にはこのような構造に該当する施設はありません。との答弁がありました。

委員から、付室とはどのようなものを指すのか。との質疑に。

一例を挙げると、健康福祉会館の風除室のような前室です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、森村橋点検補修及び修景復元設計について、点検補修設計の内容と金額、また復元設計の内容は。との質疑に。

森村橋は老朽化が進んでいるため、上部橋と橋台の耐久性や強度の調査を行い、その調査結果を踏まえて、歩行可能な状態にすることとします。また、明治39年建設当時の塗装や装飾を復元する計画と設計を行います。点検補修と復元、それぞれの設計金額については、積算の都合上、2つに分けることはできないため、回答できません。との答弁がありました。

委員から、費用は1億円以上かかるとの説明があったが、どのような理由か。との質疑に。

費用の根拠としては、北海道千歳市の支笏湖に架かっている橋が森村橋の2倍の長さで総工費4億円弱を要したと聞いております。また、森村橋は明治時代の歴史的建造物であり、どのよう

に保存をするのか、橋自体にどこまで耐久性があるのか調査結果の内容で金額が変わるものです。との答弁がありました。

委員から、調査の結果、歩行が不可能との結果が出た際は、どのような保存方法を考えているのか。との質疑に。

森村橋にはその歩道の役割もありますので、歩行ができるように整備を行います。塗装や装飾等を施して、建設当時の橋の姿に復元し、文化的価値を損なわないよう整備をしていきたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、保育園管理運営費について、購入する遊具とは。との質疑に。

きたごうこども園の遊具で、二輪スクーター10台、ハイターボ三輪車7台を購入する予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました3議案の審査の経過と結果について委員長報告いたします。

なお、委員会終了後、森村橋の現状確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第44号 小山町足柄駅周辺整備事業基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7

議員の派遣について

○議長（米山千晴君） 日程第7 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月6日から8日までの間に富山県、石川県で行う駿東郡町議会議長会視察研修会、8月2日に三島市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長、8月18日に静岡市で開催されます静岡州市町議会全議員研修会並びに8月26日の町内視察研修に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま議会から発議第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書、選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の2件の追加議案が提出されました。

発議第3号は、所定の賛成者がありますので成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会提出の発議第3号、選挙第1号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願います。

追加日程第1 発議第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 発議第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、御殿場・小山地区精神保健福祉会、通称つくし会会長から、小山町議会へ意見書の提出を求める陳情書が提出され、議会運営委員会にて文教厚生委員会

へ付託され、6月10日の委員会で慎重に審議・協議され、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第2号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきました。運賃割引を実施している交通機関等事業主は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーの他有料道路に及んでおります。

しかし精神障害者については、平成9年から10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しましたが割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を除外するという体制は基本的に変わっていません。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会（全福連）が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果によると、精神障害者の1か月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上りました。そして交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」、「どこにも出かけないようにしている」、「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになりました。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法・障害者権利条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と謳っています。

したがって、精神障害者にも、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が速やかに実現するよう、万全の施策を講ずるべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年6月16日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣に提出するものです。

提出者 渡辺悦郎

賛成者 佐藤省三、鈴木 豊、菌田豊造、池谷洋子、込山恒広

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(米山千晴君) 追加日程第2 選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび市長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人の計5人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分から選出すべき議員において、候補者が2人となり、選挙すべき人数を越えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、小山町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(米山千晴君) ただいまの出席議員は11人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名したい
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を
指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長(米山千晴君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 点 検)

○議長(米山千晴君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長(米山千晴君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。遠藤 豪君及び佐藤省三君は開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(米山千晴君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

うち、有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

太田侑孝君 9票

森野善広君 2票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長（米山千晴君） 以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成28年第3回小山町議会6月定例会を閉会にします。

午前10時48分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 藺 田 豊 造